

平成25年 6月第66回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 平成25年 6月20日（木）

○開会年月日 平成25年 6月20日（木）

○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 久保美博君	2番 森永和夫君
3番 菊地幸雄君	4番 泉浩壽君
5番 大木雄君	6番 山本徹君
7番 池田洋助君	8番 山上芳子君
9番 才野俊夫君	10番 下野安彦君
11番 林博君	12番 山崎正史君
13番 寺岡保君	14番 中田厚寛君
15番 宮岡徳男君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 稲本隆壽君	副町長 稲田繁君
総務課長 西澤美男君	住民課長 三根生憲一君
税務課長 山上幸久君	保健福祉課長 鉾岩洋子君
会計管理者 宮野照三君	建設デザイン課長 橋本健一君
町並・地域振興課長 小野植正久君	産業振興課長 久保義雄君
小田支所長 土居好弘君	環境政策室長 大森豊茂君
政策調整班長 安川徹君	上下水道対策班長 西川安行君
地域医療・健康増進センター長 曾根岡伸也君	危機管理班長 亀岡弘君
教育委員会委員長 城戸彰君	教育長 亀岡忠重君
学校教育課長 片山哲也君	自治・学習課長 井上淳一君
代表監査委員 片岡安男君	
農業委員会会長 宮田久男君	

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 堀本増隆君 書記 水本隆君

○議事日程（第5号）

平成25年 6月20日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2	会期決定の件及び議事日程通告
日程第 3	議長諸般の報告
日程第 4	招集あいさつ
日程第 5	一般質問
日程第 6	議会改革特別委員会の設置について
日程第 7	議会広報特別委員会の設置について
日程第 8	報告第 2 号 平成24年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第 9	議認第 4 号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
日程第10	議案第50号 内子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
日程第11	議案第51号 護国コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第12	議案第52号 土地改良事業計画について（稲月地区）
日程第13	議案第53号 内子町道路線の廃止について
日程第14	議案第54号 内子町道路線の認定について
日程第15	議案第55号 内子町道路線の認定について
日程第16	議案第56号 内子町道路線の認定について
日程第17	議案第57号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第1号）について
日程第18	議案第58号 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第19	議案第59号 平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第20	諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第21	諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第22	諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第23	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第24	常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第25	議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午前10時00分 開会

○議長（下野安彦君） ただ今から、平成25年6月 第66回内子町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。なお、本定例会には、地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会の委員長、代表監査委員及び農業委員会の会長の出席を求めています。また、説明員として、出席通知のありました者は、副町長、教育長及び各課長・班長等の18名であります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下野安彦君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番菊地 幸雄議員、4番泉浩壽議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（下野安彦君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの7日間とし、会議時間は議事終了時としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの7日間とし、閉会の時刻は、議事終了時とすることに決定致しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております、議事日程第6号のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（下野安彦君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。

議長としての報告事項は、印刷して、お手元に配布しているとおりです。ご覧頂いた事と思いますから了承下さい。

これをもって議長諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ行政報告

○議長（下野安彦君） これより「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を受けることにします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本日、ここに平成25年6月内子町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出致します案件は、報告事項1件、条例の制定2件、補正予算3件、町道路線の廃止・認定4件、諮問案件3件、その他2件の合計15件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。今年は、例年より一足早い梅雨入りを迎えましたが、まとも

った雨が続き、山間部の農家の皆さんからは、まだまだ水不足との声が聞こえて参ります。田植え等でずいぶん苦労をされた農家も多かったのではないかと思います。徐々に野山の緑の深まり、小動物が生き生きと動き回り、そして農作物等が大きく成長する活動的な季節になって参ります。今年も暑い夏に向かって様々な事業に取り組んで参りますので、ご支援を賜りたいと存じます。それでは、早速当面致しております事務事業等についてご報告申し上げます。

最初に平成24年度の各会計の執行状況についてご報告を申し上げます。平成24年度の一般会計につきましては、歳入総額112億6,891万81円。歳出総額106億9,366万5,338円。収支残額5億7,524万4,743円でございます。このうち、平成24年度の繰越明許費にかかる一般財源所要額で庁舎管理費など15事業の合計1億6,487万1,000円が繰り越すべき財源として必要のため、これらを差し引いた実質収支は、4億1,037万4,000円となる見込みでございます。今後とも、第2期行政改革を旨としながら効果効率的行財政運営に努め、内子町総合計画プロジェクト10の重点施策の推進に努めてまいり所存でありますので、よろしくご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。次に、主な特別会計の収支残額につきましては、国民健康保険特別会計1億8,075万6,000円。後期高齢者医療保険特別会計388万5,000円。介護保険事業特別会計6,707万1,000円。簡易水道事業特別会計3,057万1,000円となっております。各会計とも、今後、監査委員の決算審査を受けて、議会の決算認定をお願いすることとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、大洲地区広域消防事務組合「内子消防署」の開署についてご報告致します。平成25年4月1日より、今までの大洲消防署内子支署が内子消防署へ昇格、開署致しました。また、小田分駐所につきましては、内子消防署小田出張所となりました。大洲消防署内子支署は、昭和50年10月1日に内山支署として8人体制で運営をはじめ、その後、職員体制の充実を図りながら、平成6年4月には、19人体制となりました。平成17年1月1日に新内子町が誕生し、名称も内山支署から内子支署に改めました。併せて上浮穴広域消防事務組合管轄であった小田分署を内子支署小田分駐所として運営して参りました。このような中、大洲地区広域消防事務組合消防本部は、小田地域が管轄区域になったことから、県下でも宇和島広域に次ぐ2番目の管轄面積を持つようになりました。また、高速道松山自動車道の開通により、新たに高速道における災害対応も求められるようになりました。以前から課題になっていた内子支署管内における災害発生時の初動体制の強化や統一的な指揮下における効果的な部隊運用を図るため、消防署への昇格が強く望まれていました。今回29人体制で内子消防署への昇格を行い、建築同意事務や消防用設備、危険物等の消防法に関する申請・届出・証明等の事務処理の取り扱いなど消防行政サービスが、強化されることとなります。また、平成17年の集中豪雨や平成23年の台風15号集中豪雨などの大規模災害時における消防防災業務・指揮運用体制の充実強化を図ることができます。迅速且つ的確な災害対応と住民サービスのさらなる向上により、安全・安心のまちづくりに大きく寄与することができるものと思っております。

次に、2011年に姉妹都市盟約の調印を行ったドイツローテンブルク市との文化交流事業についてご報告致します。この度、民間レベルでの文化交流事業を進めるため、特産品などを研究開

発している内子手しごとの会がローテンブルク市を訪れ、作品の展示即売を行い内子町の紹介や交流を図って参りました。

内子手しごとの会の会長を団長に、総勢9名が5月14日から23日の間ローテンブルク市を訪れ、17日から20日までの4日間、作品の展示販売など交流を図って参りました。聖霊降臨祭・プフィंकステンという祭りが開催され、国内外から多くの観光客を集める時期で、同市の受け入れ時期設定に温かいご配慮を感じております。また、展示即売を行った場所は、同市役所に隣接する旧消防署の建物で、人通りの多いところであります。同市民をはじめたくさんの観光客などに集まって頂き、持参した約800点の大洲和紙やギルディング和紙製品と体験、日本酒、行灯などの木工製品、着物のリフォーム製品、和蠟燭と燭台など予想以上の販売実績を得ることができました。さらに、持参した製品と内子町の観光情報資料は、同市の計らいにより、引き続き同市内親日家の特産品工場店舗等で展示即売して頂きますので、今後の内子町誘客にも効果をもたらしてくれるものと期待をしております。今後は、より多くの町民の皆様に、ローテンブルク市に対する理解と親交を深めて頂きたいと考えており、今年10月に内子町・ローテンブルク市姉妹都市交流記念フェスタを開催したいと考えております。同市の訪問団が内子町を訪れる時期に合わせて、10月25日から10月30日の約1週間、内子町と内子まちづくり商店街協同組合を中心とした実行委員会での実施を予定しております。会場は、内子町ビジターセンター、A・runzeとまちの駅Nanzeを使用しますが、ここでドイツやローテンブルク市の歴史、文化などパネル等を使いできるだけ分かりやすく展示したいと考えています。また、26日にはコアイベントとして、ドイツ特産品の展示即売やまちの駅Nanzeを中心に商店街を回遊しながらドイツの料理や飲み物を楽しむ、まち歩きイベントも計画しているところでございます。多くの町民がローテンブルク市を知り、ドイツ文化により親しめる内容で実施したいと考えており、これらをはじめとする様々な取り組みによって、お互いの交流がより深くなることを願っているところでございます。

最後に、平成25年度における、町内企業等の新たな動きについてご報告致します。まず、株式会社タケチでございますが、昭和56年9月に小田工場を建設され、電子機器用、食品医療用シリコンゴム部品を主力製品とする工場として新しく建設して以来、平成20年12月まで営業を行ってまいりました。バブルがはじけて以降、景気低迷などにより一時閉鎖してまいりましたが、近年会社経営の安定や同社の小田工場再開へ強い思いから今年4月に工場再開されました。従業員は、現在18名、内、新規採用者が2名で再スタートしております。現在は、自動車部品のゴムやパッキンを主製品としており、今後も新たな製品づくりに意欲を示されており雇用の面においても期待しているところでございます。また、株式会社藤岡製作所は、昨年、四国厚生支局所有の「ハイプラザうちこ」跡地を買収し、事務所及び工場の移設を行い、5月13日より新たに操業を開始されております。現在、内子町企業誘致条例に基づく奨励金の申請をされて内部での検討会を経て、審議会へもお諮りしたいと考えております。今後におきましても、町内はもとより県内外企業の誘致動向などの情報も取り入れながら、内子町の産業と雇用拡大に力を入れて参りたいと考えております。農業分野におきましても、高齢化の進展と後継者不足により農業の担い手の確保が厳しい中、農業生産法人「株式会社フジファーム」が5月29日に設立し、野菜の

生産を始められました。町内には16の法人が認定農業者として営農事業を展開しており、新規就農や地域雇用の受け皿となるなど地域の活性化に果たす役割も担っています。町では、引き続き関係機関と連携して集落営農組織等を含め法人化に対する相談等の支援をして参ります。

ところで、かつて内子町の産業で世界的に高い評価を受けたものがありました。それは、藩制の時代、大洲藩の和紙に次ぐ重要産業でありました木蠟産業であります。内子の木蠟産業の始祖芳我弥三右衛門は、落ちた蠟が水に弾けるのを見て、伊予式箱晒し法を考案致しました。そして3代芳我弥三衛はこれまでの製造法を工夫改良し、生産高を飛躍的に伸ばしました。内子の白蠟は、生産高において日本でトップクラスになり、小田川を下り長浜から阪神へ集められ、上海へ輸出され、世界各国へ送られていったのであります。まさに内子の蠟産業は、雄飛していたのです。今から120年くらい前の話でございます。品質においても、明治26年にシカゴ博覧会で受賞し、明治33年のパリ博覧会では銅賞を受賞、ジャパンプランドとして高い評価を受けました。その後、電燈や石油製品の出現により、この蠟産業は次第に衰退していった訳でございます。この明治中期の時代がどういう時代であったか。明治27年には日清戦争、明治37年には日露戦争があった頃であります。国民は重税に耐えながら、内外の厳しい時代を必死に生き抜こうとした時代であります。この時代に、この小さな町で世界に目を向け一大産業を築いた先人がいたということを私たちはどのように受け止めればいいのでしょうか。あの芳我家の建物が、国の重要文化財であるということだけでなく、どのような時代にあっても、どのような人生であっても未来を見つめ志を持ち、たえず革新させていくことが大切だということを教えられているのではないかと、私は捉えておるところでございます。今、時代は大きく変わろうとする大変な時代ではありますが、今後とも新しい内子町を創造するために町民の皆さんと共に協働して参りますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をいただきますようお願い申し上げ、招集のご挨拶と致します。

○議長（下野安彦君） 以上で、「招集あいさつ及び行政報告」を終了しました。

○議長（下野安彦君） ここで、去る3月定例会において、宮岡徳男議員の一般質問に対する答弁内容について、一部訂正したい旨の申し出がありました。理事者の発言を許します。

○環境政策室長（大森豊茂君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大森環境政策室長。

○環境政策室長（大森豊茂君） 平成25年3月定例議会の一般質問におきまして、宮岡徳男議員からのご質問に答弁しました内容の一部に、関係者に誤解を与えるものがございましたので、訂正した内容を説明させていただきます。質問内容は、「産業廃棄物処理施設について、北深地区の安定型産廃施設の現在までの処分量はどれほどのものになっているか。合わせて町内の施設数と処分量について伺う。」というものでございました。これに対する町の答弁として、「町内の他の処分施設数は、2事業者2施設で、埋立容量12万5,465m³のところ、36%の埋立となっています。なお、このうち1事業所につきましては、近年は埋め立てを行っておらず、近く廃止届を行う予定と聞いています。」とお答えしています。この答弁の内、「なお、このうち1事業所につきましては、近年は埋め立てを行っておらず、近く廃止届を行う予定と聞いています。」につき

ましては、取り消しさせていただきます。私の確認不足により、関係者の皆様にご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。今後は、十分な調査と確認を行い、今回のようなことがないよう注意していく所存でございます。以上、3月定例議会における一般質問への答弁内容の一部訂正につきましてのご説明とさせていただきます。

日程第 5 一般質問

○議長（下野安彦君） 「日程第5 一般質問」に入ります。

通告者は6名です。受付順に質問を許します。

なお、議事の都合もありますので、本日の一般質問についての各議員の発言時間は、1回目のみ15分以内とします。

議事整理の都合もありますので、通告者以外の関連質問はご遠慮願います。

それでは、最初に森永和夫議員の発言を許します。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） 2番、森永です。

〔森永和夫議員登壇〕

○2番（森永和夫君） 6月定例会に当たりまして、質問を致します。

今回、私にとりましては初めての一般質問でございますので、町長の基本的なまちづくりへの思いもあわせてお聞きしたいと思います。私は、4月の内子町議会議員の選挙にあたり8年ぶりに内子町内各地をこの足で歩き、この目で内子町の現実を見、多くの人たちの声を聞いて参りました。そうしますと、改めて内子の良さを発見することができ、また、内子が抱える大きな問題点もはっきりと見ることができました。まず、内子の良さであります、それは、日本の原風景のような、町並み、村並み、山並み、それらのすばらしさであり、そこに住む内子を愛する人たちの心の温かさではないでしょうか。このすばらしいふるさと内子を守り、さらに良くしていくのが私たちに課せられた大きな使命であるとの認識を改めて感じております。そして、内子の抱える大きな問題点、それは、このすばらしい町並み、村並み、山並みが、少子高齢化の波に飲み込まれてしようとしている現実がそこにあるということでもあります。

このことは、内子町総合計画の中にも、町の現状・3つの危機として、人口減少、農林業衰退、財政ひっ迫が取り上げられ、合併当時から内子町にとって人口減少は大きな問題としてとらえられて参りました。合併当時2万797人の人口が、5月現在では1万8、143人と2、654人の減少であります。今年になってからも5月末で153人の減少となっております。このまま人口の減少に歯止めがかからなければ内子はどうなるのでしょうか。限界集落は消滅し、山は荒廃し、田畑は荒れ果て、町並みも、村並みも、山並みも、町の元気も、人々の笑顔さえも無くなってしまいかも知れません。今、私たちがこのことに真剣に取り組んでいかなければ取り返しのつかないことになってしまうとの危機感を強く感じております。私は、内子を元気にしたい。そのためには、定住人口を増やし内子の売上を増やす、そしてどこよりも安全安心なまちを目指していかなければならないということを掲げ選挙に臨みました。今回はそんな私のふるさとに対す

る思いを込めて質問を致します。内子を元気にするためには、まず定住人口を増やしていくことだと思います。そのためには、内子の特性や歴史・伝統・文化などを生かしながら、内子に住みたいと、住んでよかったと思ってもらえるような、他の地域にない魅力をつくり出すことではないでしょうか。私は、内子の魅力を日本一子育てのしやすいまち、日本一高齢者が楽しく暮らせるまち、そしてどこよりも安全安心なまちにすることだと考えております。内子の魅力を高め、町内からの人口の流出を止め、さらに内子に来て頂く人を増やしていくことが、内子の元気につながり、私たちのふるさと内子がこれからも内子で在り続けることができるものと思っております。内子町総合計画の中にも、内子まちづくり戦略その1として、地域の魅力を高め、人口減少を食い止め、定住人口の増大に努める。さらに、プロジェクト10の中ではうちこんかいプロジェクトとして移住促進と企業誘致に取り組むということでいろいろな施策に取り組まれています、大切なのはいかに結果を出すのかではないでしょうか。

そこで町長にお伺いを致します。この総合計画は2007年に策定され、今年度で6年が経過致しました。残念ながら、人口減少を食い止めるには至っておりません。今後、定住人口を増やすために具体的にどう取り組んでいくのか。その問題点は何なのか。また人口減少問題は、財政の減少、税収の減少、地場産業の衰退、交付税の減少、さらには住民サービスや道路、上下水道事業等の社会インフラの維持管理における負担増など、色々な問題を引き起こして参ります。内子がこれからも内子であり続けるために必要な内子の人口の数値目標を何人ぐらいと想定されているのかお伺いをします。

次に、内子を元気にするためには、内子町で生産されているものの売上げを増やすことであります。内子には、生産者の皆さんが丹精込めて作られたおいしい果物や柿、栗、シイタケなどどこに出しても恥ずかしくないすばらしい農産物がたくさんあります。また、手すき和紙など伝統産業や食品加工、精密機械など地場産業の皆さん方もがんばっておられます。厳しい財政状況の中で、何をするにしても少子高齢化を訴えたり、支出抑制と効率化だけを推進したのでは町民の暮らしは良くなりませんと思います。それら内子で生産されているものを内子ブランドとして県外はもちろん海外にも販路を拡大し、地場産業のさらなる育成を図り、内子の売上を増やしていくことで雇用の場も増え、人口流出に歯止めをかけることにもつながって参ります。そのためには積極的に販売戦略を立て、結果を出して行かなければならないと思います。

そこで、町長にお伺いを致します。内子町でも、東京巣鴨での内子フェア、最近ではローテングブルグでの物販販売など売上を増やすための取り組みがいろいろとなされていますが、内子ブランドとしての成果は具体的にどのくらいあったのでしょうか。1万人の内子ファンの名簿登録を目標とされていますが、いつまでに達成されようとしているのか。次に、農林産物をはじめ、内子ブランドとして内子の売上を上げるために、今後どのような取り組みをされるのか。具体的な売上の数値目標はいくらなのか。企業誘致についての考え方、具体的な取り組みについてお伺いを致します。

最後に、今回、町内各地を回り多くの町民の皆さんの声を聞いて参りました。その中で、旧五十崎の若い保護者の皆さんからの五十崎で実施されている学校給食、単独調理方式を続けてほしいという声の多さに正直驚きました。このことは、これまでもいろいろな議論がなされ方向性も

出ていると承知を致しておりますが、これらの経過を十分な説明がなされずに、町民の皆さんの理解を得られないまま今日に至っているとすれば、町民の声は行政には届かないのか、といった行政に対する不信感につながるのではないかと心配をしております。声なき声に耳を傾け、光のあたらないところに光をあてるのが政治や行政の役割であり、まちづくりには一番大切と考えております。平成23年3月に、食育の推進面からも単独調理方式が好ましいとの内子町教育改革懇談会の答申の中にもありますように、旧五十崎の給食は子どもたちにとって素晴らしいものであり、先生たちの間でも給食のおいしい五十崎に行きたいと言われるぐらい人気があると聞いております。また、私は単独調理方式を続けることで子どもたちのためだけではなく、想定外の災害時の避難場所としての学校の機能を考えた時、非難された人の炊き出しの施設としても活用できるのではと考えます。いずれに致しましても、給食は教育の一環であります。子どもたちの食の安全・安心は行政の責任で守らなければなりません。そして、学校給食は子どもたちの健康だけでなく、生きた教材として食育の充実が図られるとともに、地域の農業や郷土の食を守ることにもつながると思います。効率化や利益追求のみを最終目的としない公益の提供はどの時代にも重要であると考えます。食を通じて子ども達を育てるのが食育です。学校給食を通じて子ども達に食事への関心を高める機会を与え、地元の生産物への知識や興味を持たせ、好き嫌いをなくすきっかけを作り、食生活の向上に貢献する、そんな給食であってほしいと思います。

そこで、お伺いを致します。内子の食プロジェクトの中にも「学校のごちそう事業」など、食についての取り組みもなされておりますが、私は、内子の子どもたちのために食材や衛生面での日本一安全・安心な内子独自の基準をつくり、日本一おいしい給食にすることでこの小さな内子の大きな魅力につながり、子育てを内子でしようと人が集まってくるのではないかと考えております。また、野菜などの食材においては地産地消が図られておりますが、例えば、野菜の種類ごとに契約農家を増やしていくとか、町内農業法人を設立し契約栽培をしていくとか、減農薬野菜だけを給食に取り入れていくなど、内子ブランド、内子ならではの学校給食を具体的に作り上げていく必要があると考えておりますが、そのことに対し、町長の考えをお聞きします。同時に、子どもたちの給食は基本的にどうあるべきと考えておられるのか、ご所見を伺い、一般質問と致します。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

〔安川徹政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（安川徹君） 私の方から人口減少対策と人口目標についてのご質問に対して答弁をしたいと思います。

ご質問にもありましたこのうちこんかいプロジェクトの施策につきましては企業誘致や移住促進を掲げておりますが、まず移住促進について答弁を申し上げたいと思います。内子町が取り組んでおります移住促進につきましては、移住相談を始め空き家住宅のデータの提供、移住体験住宅の整備、移住促進の情報提供及び定住促進事業補助金などの施策を行っているところです。これらについては一定の成果を上げ、平成19年度から平成24年度までで町内への移住者が43

世帯103人であり、人数ベースでは県内で一番となっております。今後については、産業興しや地域づくりに関わってくれる人材の移住促進などを進めていくために、移住を前提とした地域づくり協力隊の導入などを進めていく予定です。平成17年度より国全体が人口減少に転じており、大きな産業基盤のない内子町が人口減少を食い止めるのは容易なことではございませんが、さらに移住を促進していきたいと考えております。

次に、人口目標のご質問にお答えを致します。厚生労働省の政策研究機関である国立社会保障・人口問題研究所が今年3月に発表した人口推計によれば、2040年において内子町の人口は1万721人とされ減少率が40.6%となっております。総合計画においては人口目標を設定しておりませんが、このような推計を参考として策定をしているものです。財政問題と人口問題は大きな関連がありますが、自治体として存続していくために必要な行政サービスと定住人口に見合う財政との均衡を図りながら行財政改革を進めていかなければならないと考えております。現段階ではある程度の人口減少は避けられないものと考えております。人口減少への対策として、先に答弁申し上げました移住政策、企業誘致、現在取り組んでおりますデマンドバスの推進をはじめとする小規模高齢化集落対策、自治会活動の活性化などにさらに力を入れ、自治体としての存続を図っていききたいと考えております。

○産業振興課長（久保義雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保産業振興課長。

〔久保義雄産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（久保義雄君） 私の方からは、森永議員ご質問の内子フェアから企業誘致についての具体的な取り組みなどの4項目について答弁させていただきます。

まず、東京での内子フェア、ローテンプルクでの物販販売等の取り組み状況についてでございますが、ふるさと内子の食と見どころをコンセプトに、平成22年10月、3年前から巣鴨での内子フェアを皮切りに首都圏での町内産品の販路拡大PR活動を行ってきております。過去3年間、内子ファンの拡大や新たな客層を呼び込むため、からりなどの道の駅等との連携により、当初目標としていた成果以上に内子町の知名度はアップしてきております。その一例を申しますと、翌年の平成23年の11月には、豊島区長を団長と致しまして20名の訪問団が内子町を訪れ、その後当初の計画にはなかったんですが、豊島のものづくりメッセ、東京フラフェスタ、ふくろ祭りなどの豊島区主催のイベント参加や、企業組合内子ツーリズムとも連携を致しまして、東武百貨店池袋本店において内子の地酒と観光案内にも出店をさせて頂いております。その交流が実を結び、昨年の12月には西日本の自治体と致しましては、初めて豊島区との観光物産交流都市として認定をされ、更なる交流を現在目指しておるところでございます。イベント開催当初は、来場者に愛媛県の地名すら呼んで頂けなく、「愛知県ですか。」あるいは「内子町はどこにあるんですか。」という知名度の低さというのを実感したてきたこともあったわけなんですけど、回数を重ねることによりましてその知名度は着実に上がっておるというふうに認識をしております。その成果と致しまして、首都圏からも新たな観光客や、昨年は内子座文楽に30名の団体のお客さんを迎えるなど都市との交流は効果が出て来てるというふうに認識を致しております。また、豊島区内でのイベントに欠かすことができない食の提供という観点では、道の駅等との連携により

まして町の産品を売り込み、過去3ケ年で約370万円の売り上げ実績がございます。物産の一品一品当たりの単価はワンコイン程度でございますので、高額な売り上げということには至っておりませんが、首都圏の皆様には内子町の食を堪能頂いているものと確信を致しておるところでございます。これからは、イベントで産品を売るばかりでなく、首都圏の小売業者や百貨店・スーパーなどと取引ができるように販売戦略を行っていききたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、ローテンブルク市での展示販売等についてでございますが、町長の冒頭の招集あいさつの中でもあったんですが、5月の17日から20日の4日間に渡りまして、市役所隣の旧消防署の建物1階で、内子手しごとの会が内子の工芸品の展示即売を行いました。販売実績と致しましては、木工製品、清酒、ギルディング製品、和蠟燭、燭台、ストールなど769点の販売を行い売上高が5,768ユーロということでございますので、日本円に致しますと70万余りの売り上げとなっております。期間中におきましては、地域のお祭りが開催されていたということもございまして、非常に多くの方々に来場頂きまして非常にどの商品についても非常に関心が高く、商品に対する生の意見やニーズについても情報を得ることができました。また、あわせまして、ローテンブルク市の方々に姉妹都市である日本の内子町を紹介して参りました。今後もこれらの取組みが産業の振興や内子町への誘客につながっていくものと確信したところでございます。

続きまして、次の質問でございますが、1万人の内子ファンについての答弁をさせていただきます。内子フェアでの過去3ケ年間の来場者数は、約1万4,500人でございまして、この内、アンケート調査に答えを頂いた方は6割の8,300人。その中で最終的に登録して頂いておる方は3,300人となっております。屋外のイベントということもございまして、天候によって集客数は推計はできませんけど、過去3ケ年のデータを参考とすれば議員お尋ねの単純計算しますと、1万人に達するのはまだ6年ほどかかるのかなというふうに推測をしているところでございます。ただ、今後におきましては名簿登録数にこだわることなくですね、各所でのイベントの折には必ずパンフレット等をお配りし知名度アップ、また新たな内子ファン拡大に努めておりますので、目標数値以上の成果は出ているというふうに考えておるというところでございます。名簿登録者には、内子町の見どころ案内を年に2回、春と秋に行って参りましたが、住所の変更等により返却が毎回約1割は出てきております。その後のことも含め郵送代経費等を考えると今後はホームページの案内や豊島区の広報紙あるいは、愛媛県東京事務所のメールマガジンやフェイスブック、首都圏メディアでの告知を充実するなど方法を考えなければならないというふうに考えておるところでございます。

続きまして、5つ目のご質問でございます内子の生産物の売り上げを上げるための取り組みについてでございますが、今年度より産業振興課内に新たに販売戦力の部署を設けて町産品の販売拡大に取り組んでおるところでございます。また、4月3日には伊予銀行と地域経済の持続的な発展に向けた連携・協定を締結しており、伊予銀行の持たれておりますノウハウや人脈を頂きながら販売拡大を目指しておるところでございます。また、愛媛県の営業本部との連携も行っており、

県も市町との連携に力を入れておりご指導を頂けるものと考えておるところでございます。これらのことは、地元の農協、森林組合、民間企業ともども連携を致しまして、農林業、商工業、観光業一体となった取り組みを目指しておりますが、初めての取り組みということもございますので、現在その戦略を行っている最中でございますので、数値としたものが見えにくい状態にありますので具体的な数値のコメントは控えさせて頂きたいというふうに思っております。

次に、伝統工芸品の販売についてでございますが、手しごとの会は、内子座、松山三越、高島屋、としまものづくりメッセなどで展示即売事業を実施しており、特に県内の展示即売会では売上を確実に伸ばしております。製品の優秀さや知名度がアップしていると感じておるところでございます。このような状況の中で八日市の町並み地区にあります木造2階建ての建物の寄付を受けておりますので、今年度、国の補助を受け、この建物を内子町の伝統工芸等の振興拠点施設として位置付け整備する予定でございます。この施設の管理、運営は、公募による指定管理者制度を活用する計画ですが、この施設の整備により、観光客の多い町並みの中という立地条件の良さから、内子町の伝統工芸品等の販売促進を図る上で大きな役割を果たすものと期待しておるところでございます。

最後に、企業誘致についてのご質問についてお答えをさせていただきます。今年度に入りまして企業立地関係につきましては、冒頭のこれも町長の行政報告で申したとおりでございますが、現在、内子町営で誘致する用地はございません。ひとつ注目しておるのは今年度末で小学校が3校と中学校1校が統廃校となりますので、その校舎やグラウンド用地が企業の皆様にご活用頂けないものかと考えておるところでございます。もちろん、地元でご活用頂けるのが一番ではございますが、それぞれに大きな施設でございますので、維持管理をしていくとなると地元も負担が出てくるものというふうに考えられております。思いますし、今後、地元自治会を中心とした利活用計画など話し合い重ねまして、ご理解ご協力頂けるということになれば、企業立地用地としての利活用も視野に入れていき誘致活動を進めて参りたいと思っておりますので、議員各位のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げたいというふうに考えております。また、企業誘致条例の関係でございますが、昨年の10月に条例改正を行いまして、投下固定資産額5,000万円以上を3,000万円以上に。新規の常用雇用従業員5名以上を3名以上に改正を致しまして、新たに新たな建屋を含む投下固定資産額1億円以上につきましても追加対象とするなど優遇対策を行っており、今年度になってから株式会社藤岡製作所がその奨励金の申請を提出頂いているところでございます。今後は、愛媛県の優遇制度も参考にしながら企業誘致を積極的に推進して参りたい、というふうに考えておるところでございます。なお、近年の企業誘致などによります新規の雇用の状況でございますが、平成22年の春3年前ですかね、龍王再開発によりましてオーベルジュ内子、フィットネスRyowが新たにできました。その後、加戸病院の移設、フジ内子店の拡張、その後の介護施設ユーミーケアーの新設、昭和刷子の増設、あるいはさくら介護の新設などによりまして合計で3年余りの間、300人。町内で152人の新たな雇用がありましたことを報告致しまして答弁とさせていただきます。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

〔片山哲也学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（片山哲也君） それでは私の方からは、子どもたちの食の安全・安心について2つのご質問がありますが、それについてお答えを申し上げます。

まず、一番目の学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養のバランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるため、重要な教材として活用することができます。安心・安全な基準は、学校給食法や学校給食実施基準で規定されていますので、内子町独自の基準をつくるということではできませんが、内子町におきましては、議員が先程言われましたように総合計画のプロジェクト10事業の1つとして学校のごちそう事業を展開しております。その中で食べることの重要性の認識力の向上を図り、ふるさと給食事業や児童生徒からのリクエスト献立などを実施し、美味しい給食の提供に努力をしております。また今後、全ての学校給食でアレルギー対応食の実施を図りながら引き続き安全で美味しい学校給食を実施して参りたいと考えております。

2つ目のご質問ですが、学校給食につきましては、1つ目として適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。2つ目、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。3つ目、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。4つ目として食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。5つ目と致しまして、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め勤労を重んずる態度を養うこと。6つ目、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。7つ目として食料の生産、流通及び消費について、正しい理解を導くこと。以上が基本的な目標でございます。内子町におきましては特に6つ目の地域の優れた食文化については、積極的に取り入れ地産地消の推進を図り、食文化の理解と内子町の農業を基本とする産業の発展に子ども達が関わっていくことが重要であると考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） 今の給食の問題なんですけども、もちろん、給食法とかいろんな国の法律の中で全国一律の基準というのはあるというのは、十分承知を致しております。安全、衛生面では、衛生面では特に国の基準ということで十分であろうと思うんですけども、私は食材という問題に関してですね、やはり国の基準を超えたさらにいいものをするということに対しては、私は内子として取り組んでほしいと考えております。また、いろんなごちそう事業ということでやられておりますが、じゃあそのごちそう事業の中でどのようなメニューを出されておるのか、そういったこともちょっとお聞きしたいと思いますし、私は例えば食育の一環としてですね、月に一回くらいは町内の町内にもたくさん腕のいい料理人の方もいらっしゃいます。そういった方にも協力を頂いてプロの味を給食に取り入れてみたりとかですね、いろいろ内子独自の給食に対する取り組み方というのは今後必要ではあるかと思っております。そういったことについて伺いを致します。それと私は大変食いしん坊なので、特に食についてはいろいろとそれなりの考

えはあるんですけども、内子町もいろんな町づくりの施策がされておりますけれども、例えば給食も含めてですね、ご当地グルメとか安心・安全な農産物など内子の食をテーマとした町づくりというのももう少し取り組んでほしいというふうに思っておりますが、その件についてお伺いを致します。

○教育長（亀岡忠重君） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡教育長。

○教育長（亀岡忠重君） はい。今の給食の関係でですね、今の自校方式の関係です。今質問もあつたんですが、今給食についてはですね、内子町の給食というのは本当に地産地消という格好で県下でも4番目くらいですね、そういう食材をですね地域の産物を使ってやっております。そういう意味ではですね、地域ですね産業を生かした食づくり一生懸命やっておるわけですが、今のメニュー関係もですね、いろんな形で先程も子ども達のリクエストというものもあるわけですが、やっぱり季節的なものをやる。やっぱり祭りの料理とかですね、春のお節句の料理とかいろんなそういうようなかっこうも取り組んだりですね、やっぱりかきを使った料理をやるとかですね、そういう地域のそれぞれの季節的な食材、それから旬のものを使う。それから今からの食材とかそれから黄色いハンカチですとかですね、それから小田のですね、せせらぎのそういう野菜とか。また、立石の野菜組合とか。そういう地元ですね食材を使った料理をやっております。米については、100%が内子産であります。ということで、先程ありました新しい話としてですね、町内の料理人の関係のそういうプロのですね味ということもありましたので、そこら辺りはですねまた学校の給食の中でですね、そこら辺り栄養士さん辺りと相談してですね、もし可能であればですね、また検討もしていきたいということも思っておりますので、よろしく願いしたらと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 学校の給食センターの関わりではなくて、今の森永議員の食を中心にした内子らしい町づくりを一つ考えてみたらどうかというご質問に私の方からお答えしたいというふうに思います。今回の6月の補正の予算の中でやはり観光客の皆さん方だけに限らずやっぱり町内に住んでおられる私達も含めてですね、やっぱり伝統的な食っていうのもあろうかと思えます。おばあちゃんがこんな食をして、昔食べさせてくれて育ててくれたよね、というのもあろうかと思えます。何も美食だけが私はすべてではないというふうに思っておりますんで、季節季節のこの内子の風土の中で育った作物を十分に使い切る。そして最高の技術で、お客様や私たちが口に出来るような仕組みっていうのを考えていく。いうことが大事だというふうに思っておりますんで、今回の補正の中で若干プロの皆さん方から指導を受けるような予算を組まさせて頂いておりますんで、どうぞひとつお願いしたいというふうに思います。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 先程の巣鴨での内子フェアの件なんですけれども、私は内子の売り上げを上げるためにですね、いろんな東京やローテンプルク等海外にも出てですね、やられることは

大変いいことだと思うし、さらにそういったことを含めて内子の売り上げを上げるということに努力をしてほしいと思っております。ただ、行政のされることですから売り上げの数字だけを私も言うつもりはありません。先程言われたように内子のPR、そういったものも含めて大きな目に見えない効果もあろうかと思えます。そういった中で提案なんですけれども、例えばやはりよそへ出てフェアをするということになると集客というのが一番大事だと思います。そんな中で先程、愛媛、内子という知名度がいまいち無いようなことも言われておりましたけれども、私は東京にもですね、内子出身の方がたくさんおられます。そしてがんばっておられるわけでありすけれども、まずそういった方にもですねご協力を頂いてサポーターとして輪を広げて頂くとか、また、私見ておりますと、そういうイベントをやった後の結果は広報等で出ているわけですが、それをやる前にですね、出来たら町民の皆様方にも、いついつ、どこそこで、こういうイベントをやるからご親戚やご家族の方、知人の方、東京にいらっしゃったらそういう方にはどうぞPRして下さい、というような町民、町をあげてそういったことも応援する態勢というのにも必要かと思いますが、その点について伺いして最後の質問とします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 私の方からお答え致します。

実際にはですね、東京で内子町出身の皆さん方、また東京の大学等々へ行っている学生達のボランティアでですね、来て頂いてはっぴを着てやって頂いております。まだまだご指摘のようにですね周知、広報等々がまだまだ不足している部分がまだまだあると思いますのでですね、もう一回ですねその辺、点検しながら町民の皆さん方にも周知してですね、大きな盛り上がりを図るようにがんばっていききたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（下野安彦君） ここで10分間休憩します。午前11時10分より再開します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、池田議員の発言を許します。

○7番（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田洋助議員。

○7番（池田洋助君） 7番、池田です。

〔池田洋助議員登壇〕

○7番（池田洋助君） 6月定例議会に当たり、通告致しました一般質問を始めさせていただきます。

まず、最初に町長の政治姿勢についてお尋ねを致します。今年1月、稲本町政2期目がスタート致しましたが、無投票当選となったことは、町長公約の達成度の検証は十分とは言えず、町長ご自身の評価は60点と言われたと認識しております。「子ども達に夢を、お年寄りに安心を、働く人に元気を」をスローガンのもと、新たに3つの公約を掲げられました。その1つである「地

場産業に経済力を」についてお尋ね致します。

人口減少、少子高齢化、限界集落の増加など、交流人口拡大を目指す上では非常に重要な観点であろうと思いますので、どのような施策でもって地域経済を活性化していくのか。まず農林業について。次に商工業について。そして観光振興について。それぞれの産業分野の具体的な方針計画、工程について議会はもとより町民に分かりやすいご説明を頂きたいと思います。

次に、現在安倍政権が打ち出したアベノミクスであります。先日開催されたG8サミットでも各国の首脳から一定の評価があったとされております。そのアベノミクスの中身とはご承知のとおり、3本の矢であります。第1の矢で大胆な金融緩和、第2の矢で機動的な財政出動、そして第3の矢が特に重要な民間投資を喚起する成長戦略であります。まずこれまでの6ヶ月間のアベノミクス効果について町長はどのように認識をされてますか。また、どう評価されているのかお尋ね致します。そして、安倍総理が発表した成長戦略第1弾、第2弾、第3弾とそれぞれ稲本町長ご自身はどのような所感を持たれているのかお尋ねします。また、これらの成長戦略によって今後内子町にどのように影響を受けるのか。また、それによって期待される効果はどのようなものがあると考えられているのかお尋ね致します。

次に、内子町の中学生の進路について。教育委員会として現在各中学校や関係機関などと、どのような取り組みをされているのかお尋ねを致します。子どもたちは地域の宝であり、日本の未来だと私も思います。将来を左右するかもしれない義務教育終了後の、子どもたちの進んでいく進路についても、大人の責任は大きいものがあると考えますが、まず現在の状況として今、今年の進学状況はどうなっているのか。4つの中学から約150名程が卒業していると思いますが、県立高校、私立高校、また就職状況を伺います。また、どのような指導評価をしているのかお尋ね致します。

次に、新聞報道でも取り上げられた小田高校存続への支援についてですが、小田地区の皆さんから小田高校通学にかかる町営バス通学費援助活動は大変大きい取り組みだと理解を致しております。また、町行政も町営バス料金の減額をした取り組みを評価できるものであります。愛媛県によりますと高校存続へは定員確保が重要とされており、更なる充実した支援あるいは入学志願者が増加するような取り組みを検討するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後にこの春、高校入試においてある中学からは県立高校志望校受験者が8名も不合格になったと聞いております。このような受験不合格者増加傾向をどう評価、指導しているのかお尋ねします。以上、一般質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（下野安彦君） 池田洋助議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 池田議員にお答えを致します。

私の公約の一つに地域の地場産業にもっと経済力を付けよう、付けようじゃないかということにつきまして、少し答弁させて頂きたいというふうに思います。ご案内のようにかつてこの町は500億円を越えていたGDPがありました。平成21年で461億円でございます。現在はも

うちちょっと下がっているかもしれません。こういうふうな状況を考えますと、これは公共事業の落ち込みでありますとか、あるいは産業の担い手の高齢化であったり、そういうマーケットが縮小していると構造的な変化そういうものが要因であろうと私は考えております。どうしてもこの町では稼ぐ力、経済力というものを付けないと、これはこの町がだんだんだんだん右肩が下がっていくと。経済力が何よりも大事だというふうに私はそういう捉え方をしております。

そのために農林業でございますけれども、私は基本は、何を作って、誰にいくらで、どれだけ販売するのか、このことが大原則だというふうに思ってます。第一次産業は、やゆもすると生産のみに全力をあげ、販売力、営業力はどちらかというと弱い面がありました。町内生産者の皆さんは、すばらしい製品を作る力があるわけでございますから、その販売力、営業力の分野で少しでも行政として応援ができないかというような思いで先程、森永議員のご質問にもありましてご答弁をさして頂きましたが、産業振興課の中に物産販売の専門部署をおいたわけでございます。町内、企業、農家、直売所などと連携して県内外で営業活動を活発に展開していかなくちゃならない、いうふうに考えておるところです。併せて農業生産法人等の農業の分野への参入支援、加工等も含めた独自産業への支援、木工などの挑戦、きこり市場の促進、こういうものを加速させていく、いうふうに思ってます。特に内子の代表的な農産物であります柿でございますけれども、これを何とか完熟柿として販売できないかと。今、いろいろ模索をしているところであります。少しでも付加価値を高めるような売り方が出来ないかいうふうにちょっと検討をしているところでございます。新規作物では、薬草栽培に25戸、3ヘクタール、約1,900万の販売にまでこぎつけて参りました。じゃばらの飲料の商品も2万本まで作りまして、完売するという状況になっております。少しずつではありますが、これも後押しをしていきたいというふうに思ってます。グリーンツーリズムの皆さん方でございますが、今大体年間6,000万くらいの売り上げでございますけれども、1億を目指そうということで一致協力をしてですね、体験や豊かな農村景観をさらに磨きながら、誘客を図るという取り組みに全力をあげておられます。これは町だけでできるものではございません。農協さんでありますとか、森林組合さん、また民間の皆さん方、県とも連携してですねしっかりとやっていく。これを政策の1つに掲げさせて頂きました。

2つ目の商工業でございますけれども、これは総合計画の中に元気商店街プロジェクトを掲げております。今年オープンしたA・runze、Nanzeがいよいよ稼働を始めました。この施設は来訪者等に内子の魅力をしっかりと伝える、情報を発信することが大切な使命でもあります。そして、特にNanzeの運営主体は若い人達で担っていく組合でございますので、課題も困難な面も多様な物が出て来るかと思えますけれども、その夢や希望を持って進んでいってほしい。期待をしております。ご相談がありましたら一緒に汗をかいていきたい、いうふうに思っているところです。既存の商店等につきましては、例えば周辺農家と連携して新たな商品開発、販売ができるようなビジネスとしてやっていけるようなものが立ち上がらないかなというふうに思っています。もちろん今までの商売の方法っていうのは、長年積み上げてきたものがあるかとは思いますが、今の時代の流れの中で、やっぱり業種転換ということも場合によっては考えないといけないんじゃないか。その場合には、町としてもですね、しっかりとご相談にのったり、応援出来るような仕組みも考えて行きたいなというふうに思っているところです。

それから観光でございますけれども、内子の観光の一番の問題点は、滞在時間が短い。客単価が低い。それから広域的な広がり弱い。もう一つ、料理に特色はないか。そういったものが、いつものことながら言われている課題があります。豊かな食材があっても、十分にそれが生かし切れない、という所もあるかなというふうにも思ってますんで、先程答弁さして頂きましたように、今回の補正予算の中で若干料理についてのレベルアップを図るような予算を組まさせて頂きました。と同時に、内子には小田の深山でありますとか、北表の棚田でありますとか、すばらしい資源がたくさんあります。そういったものをもっと外に向かってPRしていく。航空会社でありますとかJRさんでありますとか、いろんなところにアピールする力をもっともってつけないといけない、いうふうに思ってます。トップセールスとして一生懸命これはやっていこうというふうに思っております。

以上のようなことを考えておりますけれども、問題は人材をどれだけここで育ったか、育てていくかということだと思います。そのために伊予銀行とも提携致したものでございますから、そういう人材を育てていく、ビジネスを担っていくような人材を、育てていくような勉強会というのは、いろんな形でこれからやっていきたいなというふうに思っております。今後の予算の中で少し肉付けもさせて頂ければというふうに思っております。

最後にアベノミクスのご質問を頂きましたんで、答弁をさせていただきます。安倍首相が掲げられました一連の経済対策に対して、この名前でございますけれども池田議員言われましたように、大胆な金融政策、そして機動的な財政支出、新たな成長戦略の3本の矢からなっております。ご承知のとおり大胆な金融政策については、政府と日銀において既に金融の緩和措置がとられておりまして、機動的な財政支出につきまして2月に平成24年度補正予算が成立致しました。25年度予算につきましては先月成立致しました。安倍首相が就任されて以来、株高円安が進み輸出関連の企業等の利益も上がるなど良い影響があったようでございますけれども、ここに来て株価も円も乱高下致しまして不安定な状況でございます。国際的な債権市場や通貨市場につきましては、先への期待感や不安感ある投機的思惑から上下するものであり、このことのみを持って評価するとかしないとか申し上げるのは、適切ではないのではないかなというふうに思っております。ただ、私たちの町のようなこの地方においては、今のところ目に見える変化は感じておりません。第3の矢について、先般日本再興戦略、JAPAN is BACKが閣議決定されましたが、これについては法整備や予算を含めて、国がこれから進めていくものでございますので、私たちと致しましては、私たちの身の回りが、経済的な波及効果と実感として捉えられる内容の、内需の振興、投資の拡大、消費の拡大等を見極めてからでないと評価ができないのかなというふうに考えているところでございます。内子町の影響につきましては、第2の矢の機動的な財政支出によりまして、3月補正で予算を議決して頂きました、地域の元気臨時交付金による、本庁・分庁耐震工事設計委託、そして町営住宅の耐震診断委託業務、林道整備など事業費2億3,000万円余りを実施するようになりました。事業費の内、通常の国県の補助金1億600万円余りに加えて、約9,300万円の交付金があり、事業費の約87%が国県の補助金と交付金で実施できるようになりました。現段階で期待される効果につきましては、具体的な施策になっていない部分が多く予測は困難でございますが、先般閣議決定された、日本再興戦略の中の、成長への道筋に沿っ

た必要な主要施策例として、農業法人の経営体数の増加や、農業の6次化、輸出の増加・倍増など農林業を成長産業にするという項目が挙げられておりますので、それに関連して、戦略的市場創造プランの中で、世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現、ということが掲げられておりますことについては、私が進めて行きたいこの町の施策と方向を同じにしているのではないかとこのように思っておりますので、今後の国が進めていく施策に注視し、町として可能なところは取り入れて、施策として実現していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○教育長（亀岡教育長） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡教育長

〔亀岡忠重教育長登壇〕

○教育長（亀岡教育長） それでは私の方からは、高校進学について答弁をさせていただきます。

それでは最初に今年の進学状況についてですが、町内4校の中学校の進路状況は、卒業生が176名でした。県立高校への進学者が149名、私立高校への進学者が21名、就職者1名、その他5名でした。その5名の中にはですね、河原学園が経営しております未来高校、それから宇和支援学校が含まれております。

次に、小田高校存続への支援についてですが、小田高校は昭和23年に昼間の定時制高校として開設され、今年度で創立65年目を迎えております。町の支援として、旧小田町時代に町営の体育館、プールの建設や小田寮の開設、平成6年、平成7年にはワンルームマンションの寮を建設し、生徒確保に町として取り組んできております。3町合併後もその事業を引継ながら、平成17年には小田高校生への通学の為の町営バスを運行し、平成25年からは通学バスの定期券の引き下げを行っております。また、小田地域の皆さんの高校存続の願いも強く、小田高校振興対策協議会、同窓会、体育後援会が連携され、存続について尽力されております。高校の県立ですから支援について限界もありますが、小田地域の教育の振興、また活性化のために、町としても引き続き可能な限り支援をして行く予定であります。

最後に、受験不合格者増加傾向をどう評価・指導するかの点についてですが、不合格者は年度によって違いがあるものの増加傾向ではございません。少子化、それから高校授業料無償化の中で高校進学率は100%に近いと思われませんが、各中学校において進路指導については最重要課題として取り組んでおります。そういう中でも中には学力が身につけていない生徒もいるのが現実であります。教育委員会としましても平成23年度から学力向上、進路保障を目的とし、学力向上委員会を設置し取り組んでおります。平成23年度には、漢字プリント、算数プリント、各小学校1年生から6年生までを作成し、平成24年度に全児童に配布しております。また、放課後を活用した学習サポート、学舎を開設しております。その他にも全国学力・学習状況調査結果から見える内子町の課題についてを作成し活用しておりますし、町独自の学力調査を実施しております。町教育委員会としましても町内の小中学校で学ぶ全ての児童、生徒に義務教育終了までに一定レベルの学力を身につけさせ、希望や夢の現実に向けて、挑戦する機会を保障するための取り組みを行って行きたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○7番（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田洋助議員。

○7番（池田洋助君） 先程、町長も触れられました安倍政権の成長戦略の中身、日本再生戦略においてはですね、内子の総合計画後期版に重なる部分としてですね、農林水産業の独自産業化、また、クールジャパンを推進して、日本食や食文化を海外に展開することなどを図るというようなことが、総合計画とも合致している点じゃないかなというふうに私は見ております。

○議長（下野安彦君） 傍聴者の方、写真撮影は議長の許可なしに撮らないようにお願いします。すみません。池田議員、どうぞ続けて下さい。

○7番（池田洋助君） どこまで申し上げましたでしょうか。はい。そんな中ですね、特に農林業に関してはですね、担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止や解消による競争力強化、これと農業法人の法人化というようなこともあろうかと思いますが、これらについて今日、町長もフジファームとかが進出してきているというようなこともありました。農地集約を含めてその辺の展望といいますか、その農地を貸してやろうというような農家への説得なんかは実際に簡単なのか。簡単というかそういうのがちゃんと進めていけられるのか、という点をちょっと再質問させて頂きたいと思います。

それと教育についてなんですけど、内子町ではご存知のとおりふるさと教育、また環境教育、そして国際人教育の推進などに取り組んでおるのはご承知のとおりです。私も理解をしておりますが、子どもたちが卒業して都会の大学に進学し、また就職してから内子に帰ってみたい、住んでみたいと思えるような教育指導は、あまりされていないのではないかなと見受けられますが、過疎化対策や移住促進、企業誘致の観点からも、ふるさとに帰って地域のためにがんばっていききたいと思える人材づくりが大切ではないかと思いますが、教育委員長どうでしょうか。

それと最後にですね、観光振興についてなんですが、総合計画の中にも触れられておりますが、歴史と文化を守っていくようなことを明文、文字にされているというようなことで、地域イベント、いわゆる各地のお祭りであります。これらの地域振興イベントを町長はどう受け止められているのか。少子高齢化による担い手不足。地域経済の疲弊による寄付金やスポンサー収入の減少で、各地のお祭り開催が危ぶまれています。人によるといつそ辞めたら楽になるといった声も上がっていると聞いております。内子町の行財政改革の名の下に、補助金の減額から今では繰越金どころか、赤字に落ち込んでいる祭りもあると聞いております。その辺りには町長はそこらどういう手立てをするのか再質問とさせていただきます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 私の方からは、観光の今のご質問についてお答えを致します。あと産業の法人等々の農地の確保につきましては、産業振興課長の方から回答させていただきます。

確かに今、池田議員が言われましたように、そういうことは私も例えば小田の火祭りにしましても、あるいはここの中心的なこの商店街のですね、笹飾りにしてもなかなか今までのような仕

組みっていうのを続けていく気持ちはあっても、なかなかやっぱり担い手の問題等々で難しい局面に入っているのかな、という実感としては私もそういうふう to 思っておるところであります。ただ、やっぱり新たにですね、私は非常にびっくりしたのは、立石の皆さん方があの一本のしだれ桜にですね、あれだけ愛着を込めて、しかも3,000人から訪れるようになったということもあるわけでございます。ですから、地域の人たちだけでなくってやっぱり地域外の人たちとも、どういうふう to 連携を組んでいくのか。物資も含めてですねどういうふう to サポートしていくのか、いうことも新たな切り口として考えないといけない。例えば松山大学とも連携を結んでいるわけですから、そういう若い人たちを取り込んでですね、新たな仕組みっていうのは、考えていく時期にさしかかったな、というふう to 私は認識しております。

○産業振興課長（久保義雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保産業振興課長。

○産業振興課長（久保義雄君） 私の方からは農林業振興のための農地集積の関係のご質問があったと思うんですが、これも答弁につきましては町長の行政報告の中であったんですが、フジファームさんっていうのが、県内の大手のスーパーフジと町内の企業であります久保興業さんと。もう1社はですね、宇和島にあるんですが、ベルワースっていう全国規模のシェアの大手のメーカーになってございますが、そこの営業担当の部長が入られましてですね、県内でそういったんですか、まったくスーパーフジが農業の生産法人になるというのは今まで考えられなかったんですが、新たな試みとして。町内には議員さんご存知のように250くらいの認定農家の方おられるんですけど、その農家の方が核になって農業やって頂いてますが、実は認定農家の方、それぞれにですね自分の経営、果樹だったら3ヘク、4ヘク持っておられて実際新たな経営されておるんですが、なかなかその方々が耕作放棄地の受け手になってもらえないという状況がございますんで、これは今までの議会でも答弁さしてもらったように、基本的にはやっぱりそういった方の生産法人ですね、企業を含めて。あるいは一部今回、今年度から大瀬地区に、また新たな生産法人という話もございます。そういったやっぱり生産法人を行政としては積極的に支援をしながらやっぱり農地の集積。で、今日も農業委員会の委員長も同席されておりますけど、農業委員会でもですね、それぞれの農業委員さんにそういう実情をお話しながら積極的にですね、農地の集積については、耕作放棄地にならないように、現場的には努めて参りたいと思いますし、そういう方向性は一つは出来つつあるのかなというふう to 思っておりますので、ご理解願ったらと思います。

○教育委員会委員長（城戸彰君） 議長。

○議長（下野安彦君） 城戸教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（城戸彰君） ふるさと教育につきましては、小学校の卒業時にですね、大洲和紙を使った卒業証書を渡すとか。それから一応教育、本年の施策の中にですね、ふるさと教育の推進ということで一応やってはおりますが、ただこれはですね、これをやることには、地域も巻き込んだ形で子どもたちを帰したい、ということはやっぱり、地域も含めてやって頂かないと前向いていかないと思います。なお、教育委員会としてはですね、ふるさと教育はなお一層充実させていきたいと思います。以上です。

○議長（下野安彦君） ここで休憩をします。暫時休憩とします。午前中の一般質問はここまでとし、午後1時より再開とします。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員の発言を許します。

○5番（大木 雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員。

○5番（大木 雄君） 5番、大木です。

〔大木 雄議員登壇〕

○5番（大木 雄君） それでは6月定例議会に当たり、先の同僚議員の質問と重複する所がありますが、通告書に基づき、うちこんかいプロジェクトの1つ、移住者特別対策事業について質問を致します。

内子町が直面している危機の第一は、人口の急激な現象で、現在の減少傾向がそのまま推移すると、2015年には1万7,000人になり、町民の5人に2人が高齢者となる。そして2020年には1万5,500人前後になると推定されています。高齢者対策、子育て支援は、国全体で取り組むべき大きな課題である。しかし、その進展を待つばかりではなく、内子町独自の努力と工夫によって人口の減少をくい止め、老壮若の年代構成がバランスよく維持され、住んで良かったと思えるまちづくりを目指すことが今、切実に求められているとし、さまざまな対策が講じられている所ですが、その中の1つ、移住者促進事業は人口減少の緩和対策の1つとして、移住者、特に若者の受け入れは有効的な手段であると私も考えております。しかし、人はそれぞれ多種多様な考えをお持ちで、ライフスタイルもさまざまであるわけです。行政や受け入れ地域は、地域活性化を期待して持続可能な地域づくりを目指しているわけで、我が町は後に何う支援を行っているところですが、移住者すべてが地域づくりを目的に移住しているわけではないと思われます。移住人口が多くなればなるほど、期待と相反する動き、思想も目立つようになるのではと思います。移住者の受け入れは、上手くいけば地域にとってはすごい戦力となり、活性化し、維持発展していくわけですが、ひとつ間違えば、既存のコミュニティの崩壊にもなりかねません。そうなれば、元も子もない訳です。

それでは、この事業の実情、及び成果、既に発生していると思われる学校教育、受け入れ地域コミュニティとの生活、秩序、文化上の問題点、今後の事業を推進する上で課題展望について、町長に所見を伺います。

また、内子町単独事業、子育て支援対策の一つ、小学6年までの医療費無料化を観点を変えて、中学生まで引き上げることで子育てをする移住希望者が魅力を感じ、内子町を生活の拠点とする選択肢の一つになると、福祉の充実を図る考えはないか併せて伺います。しかし、あくまでも基本は町内で育った若者が生活の拠点とし得ることが出来る働く場があり、安心して安全で暮らしやすいまちづくりです。

次に以下について伺います。現在までの移住者の世帯数、人数、移住相談総合窓口以外で、明確に移住が目的であると確認出来る世帯を合わせて。また、移住後、やむなく定住を諦め転居した家族の実態、内子町総合計画で挙げている目標値達成度と今後の見込み、内子町定住促進集落活性化住宅、うちこ屋バンクの活用の実態、内子町移住体験宿泊施設、内子町移住体験住宅の入居者の実態、その後入居者が移住可能かどうか、新規就農研修滞在施設の入居者の実績、現在の利用の状況、入居期間後の予定を含めて伺います。また、農業研修のあっせん先、その選択基準、内子町新規就農者助成事業補助金交付金制度、これは新規就農者滞在施設に入居し、退去後5年以上内子町で就農した者で、町長が適当であると認める者に交付するとあるが、その詳細な運営事業について。内子町移住促進者促進会議、愛媛移住交流促進協議会との連携状況、以上町長に伺います。それら数字的なものを踏まえて急激な人口減少に対してどんな危機感を持っているのか。人口対策について、うちこんかいプロジェクトの取り組みを含めて、町長の所見を伺います。以上、一般質問と致します。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 大木議員にお答え致します。

うちこんかいプロジェクトの現況、また課題等々につきましては、また担当課の方から答弁をさせていただきます。

関連で私の方には、子育て支援の一環として中学生までの医療費を無料化にしてはどうか。その一助になるのではないかとというご質問につきましてお答えをしたいというふうに思います。前回も3月でございましたが、このご質問を受けました。金額にすれば400万程度かなというふうには思っておるんですけども、これを実施した場合に、この制度っていうのは、やっぱり持続性をやっぱ担保しないといけないということがあろうかと思ひますし、そうなってくると今、国保会計の中で、国の国庫負担っていうのが、いったいどういうふうな影響を受けるんだろうか。また町全体の社会教育費の一般財源の比率っていうのは、年々上がってきておりますから、こういうものとの整合性をどういうふうに図っていったらいいのか。今、中学生の料金の実態っていうのは、どういうふうな事になっているのか。そういう観点。そして今度新しく法律が出来ましたけれども、社会保障制度改革推進法の中で、こういうものがどういうふうに位置付けをされていくのか。そういう実態を見て検討して、総合的にこれは判断しないといけない、というふうに思っております。現在の所はこういう答弁でご理解を頂きたいというふうに思ってます。

○政策調整班長（安川 徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

〔安川 徹政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（安川 徹君） それでは、私の方から移住促進対策事業について答弁をさせていただきます。

内子町総合計画に掲げております、うちこんかいプロジェクトの中の移住促進対策につきましては、先程、森永議員のご質問への答弁と重なりますが、営農や炭焼き、チーズづくりなど移住

者による事業が展開されるなど、一定の成果を上げてきております。一部に地域コミュニティとの意思疎通が上手くいかない事例もあったと聞いておりますが、現在のところ大きな問題は生じていないと考えております。今後は、これまでの施策に加えて、移住を前提とした地域おこし協力隊の導入や観光的な農業体験ができるボランティアホリデーの実施など、町外の方が内子町を体験できる機会を増やし、移住につないでいくことを考えております。移住相談につきましては、今年度におきましても2ヶ月で6件の相談を受けております。内子町への移住希望は一定存在するという展望を持っております。

内子町総合計画では、移住者目標数を具体的に掲げてはおりませんが、内子町移住促進会議では、平成19年度から平成26年度末までで移住者200人を目標としています。その状況ですが、平成24年度末までに移住相談件数が179件あり、そのうち先程も申し上げましたが、43世帯103人が移住をされております。なお、移住相談窓口を介さない移住についての人数は確認困難なことから把握をしておりません。一旦定住をされ転出された方は、平成19年度から平成24年度までで7世帯17人となっております。その理由については、子どもの進学や農林業を目指したが自分に合わなかったなどさまざまでございます。また移住相談だけされた方で移住をあきらめた方は、空き家の状態や地理的条件が合わなかったという理由が多いようです。現在のところ移住促進会議で掲げた200名の実現は難しいと思われませんが、今後におきましても移住者の目的・目標の実現と地域社会での役割を果たして頂くようサポートを充実させていくとともに、地域に見合う人材の移住を進めていきたいと考えております。

内子町では、移住促進を図るために国庫補助を受けて定住促進住宅を6軒整備をしております。うち4軒が入居済みでございます。残る2軒についても、移住相談に来町された方へ紹介し、早期に入居を目指していきたいと思っております。うちこ屋バンクは、空き家調査を行った物件で所有者の了解を得たものからホームページ等で紹介をしております。開設以降これまでに12軒の賃貸契約が成立をしております。

それから移住体験住宅でございますが、移住体験住宅は元上田渡教員住宅を2軒分、移住体験宿泊施設は元長田集会所を1軒分整備したものでございます。これは、内子町に定住を予定されている方が希望する空き屋物件を見つけるまで、あるいは地域の生活に馴染んでもらうなど定住準備のために一定期間住んでもらう施設でございます。

現在、移住体験住宅は1軒、移住体験宿泊施設も1軒入居済みとなっており、両施設の入居者とも内子町に定住をする予定となっております。

それから新規就農者研修施設についてでございますが、新規就農者研修施設は就農者の定住促進と農業後継者の確保を図ることを目的として、平成19年度、20年度に研修施設1棟、研修滞在施設3棟を整備致しました。この施設は、原則として1年間、研修滞在施設に入居しながら町内の先進農家や農業法人で研修を行い、研修後就農と定住を促すもので、現在3世帯6名が入居し研修を受けています。研修後の実績につきましては、4世帯6名が町内に定住され農業に従事されており、現在の研修生も定住される予定になっております。研修生の募集や相談、研修の運用は農村支援センターの方で行っております。研修希望、就農希望・要望に沿って、営農技術の高い先進農家や農業法人を研修してもらっております。研修者は、研修先の先進農家等で指導

を受けながら農業に従事し、研修中に農地や定住先を確保しておりますが、農地や住宅のあっせんは、農業委員会等の関係機関が連携して行っております。内子町新規就農者助成事業補助金交付要綱は、新たな農業の担い手を確保するために、新規就農者の就農準備期間中に要した住居費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することを定めております。この補助金の交付対象者は、新規就農者研修滞在施設に入居し、退去後5年以上町内で就農されている方で、補助金の額は入居期間中に支払った家賃相当額です。そのための補助金の交付は、平成26年度に1名、平成27年度に3名を予定しております。

移住促進会議との連携でございますが、内子町移住促進会議とえひめ移住交流促進協議会とは、都市圏での移住フェアへの参加などによる移住相談や情報発信で連携をしております。東日本大震災以降、西日本への移住が増えている中、今後もえひめ移住交流促進協議会と連携を図り、移住を増やしていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（大木 雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員。

○5番（大木 雄君） それでは人口対策について、もう一度、どういう危機感をもっておられるか、町長に伺いたいと思います。

それとですね、新規農業者助成金なんですけども、原則1年間の滞在ということなんですけども、1年以上滞在されている方が中にはいらっしゃると思うんですけども、そういった対応。それとですね、当初は農業で自活を志しておられた方も、途中でやむなく断念をせざるを得ない状態が起きた場合ですね、自給自足程度の農業就農でよいのかどうなのか。そういった基準等をちょっと明確に教えて頂きたい。そして今後、対応して頂いたらと思います。

それとですね、移住者の中に大きな問題がなかったと答弁があったわけなんですけども、私の聞くところによると学校教育の場です、問題と言いますか、自分の生活をこう移住者が大事にして自立をして頂くのは基本ではありますけども、子どもの教育においてですね、一方的に保護者の主張・主義のみによってですね、学校教育を全面否定をし、子どもの教育の権利の場を奪う就学児童義務放棄があったとお聞きをしているところですが、また、そういった所に、農業研修先としてあっせんをなされていた、というようなことも伺っております。こういったことについて、子育てをする家族に及ぼす影響は多大であると思うんですけども、そういった交流の中でですね、登校拒否等の児童が出たのかどうか、事例について町長、教育長に伺います。以上です。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 自主・自立の精神をもってですね、移住者の皆さん方もここでしっかりと根を張って頂きたい、という願いは私たちも持っております。しかし、いろんなお考えの人もあるんだろうということですから、なるべくサポートできる所は、やっぱサポートして長くこの町で定着し、がんばって頂くということが一番大事だというふうに私は思ってます。人口が減っていく、そういうものに対する、なんとか人口を増やしていこうという一つの手段は、今の移住対策もありますし、交流人口を増やすということもあろうかと思えます。観光客の皆さん方も、年間100万人を越える皆さんが方このまちに来て下さってるわけですから。そういう意味で内

子を愛して頂く。ある面では第2のふるさととして、考えて頂く。そういうような人を増やしていくということも、もちろん大事なかなというふうに思ってます。一番私が人口減で危惧をしていますのは、やっぱり小規模高齢化集落がですね、だんだんだんだん増えていく。だからこそ、その地域の住んでいる人たちの移動手段を確保したり、食を安定的に供給できるようなシステムを考えないといけない。これを全町に広げるように努力して参りたいというふうに思っているところです。

○教育長（亀岡忠重君） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡教育長。

○教育長（亀岡忠重君） 今のIターン者の関係で学校教育にですね、受けささないような保護者がおるんじゃないかというような話がありました。で、このことについてはですね、そういう方もおいでます。ですが、とにかく子どもたちをですね、学校に来さすことについてですね、教育委員会、学校が一生懸命やっております。保護者の考えがありましてですね、なかなかそういう所があって私達も苦慮はしておりますが、そういう事がですね、拡大しないように一生懸命やっていますんでよろしく願いしたらと思います。

○産業振興課長（久保義雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保産業振興課長。

○産業振興課長（久保義雄君） 私の方からは、新規就農施設の運用といいますか補助金関係の質問があったと思いますんで、その点について答弁をさせていただきます。

新規就農者施設の使用期間なんですけど、原則これは議員さんおっしゃったように1年ということにしてございますが、今回初めてですね、1年を越える案件が出て参りました。その場合については、その運用の中でさらに1年ということで、今回のケースはいろんな物件出られて、その住まれる物件探してきたんですが、実は単なる農業じゃなしで、加工施設をやられるということで、どうしてもやっぱり夜中といいますか、そういうこともあるということで、近隣の場所での新築をしたいというご希望でございますんで、その辺の事情を勘案してさらに1年伸ばしております。で、今後ともそういうことは起こってこようと思いますんで、原則1年ですが、その農家の方、今後実際施設を出られて得られる農業形態を勘案してですね、その辺の運用を図っていききたいと考えております。もう1点の補助金につきましては、これは答弁の中でお答えしたように5年経っておられる方がまだございますんで、新規には来年度以降の予算ということになるんですが、原則としては農業をやられて、やっぱりもっと生業として農業をやっておられるという形態がきちんと見れる、という形でなければ。例えばいろんな条件があつて、サラリーマンとかアルバイトとかいろんな形、生業スタイルもあろうと思うんですけども、その上に趣味的な農業というんでは、ちょっと新規就農者の施設の卒業生としてはいかがかと思っておりますので、その辺はもっぱら生業としての農業に勤しんでおられる、ということが確認できる、ということが前提で出したいというふうに思っておりますのでご理解願ったらと思います。

○議長（下野安彦君） よろしいですか。次に、才野俊夫議員の発言を許します。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野俊夫議員。

○9番（才野俊夫君） 9番、才野です。

〔才野俊夫議員登壇〕

○9番（才野俊夫君） 6月議会に当たり、現在内子町がかかえている課題の中から、質問通告書のとおり、福祉行政について及び環境行政についての2項目において一般質問を行います。

最初に内子町の行政全般について稲本町長に質問致します。

昨年、平成24年3月に策定された内子町総合計画後期計画の中で、内子町のキャッチフレーズは「キラリと光るエコロジータウン内子」及び「住んでよし、訪ねてよし、美（うま）し内子」と謳われています。本年4月の町議会議員選挙においても多くの町民の方々から、議員の皆さんがんばって、内子町に住んでよかったと想えるまちづくりを、ぜひがんばってほしいとの声を多数頂きました。まさしく、内子町の存在意義は、「住んでよし内子・住んでよかった内子」を町民の皆さんすべてが実感できるまちになることと考えます。その為には、町民の皆さんと行政と議会の3者が協同して、まちづくりにそれぞれの立場で、鋭意努力と協力し合うことが今まさに求められていると思います。稲本町長も、本年1月の町長選挙において、町民の皆さんに「内子町の未来を共に作っていきましょう」と訴えておられました。以上を踏まえ、これから内子町のまちづくりを目指し、町民の皆さんや議会に対して、改めて稲本町長の所信をお伺いします。

次に、福祉行政について質問致します。内子町に住んでおられる高齢者すべての皆さんに、自宅から歩いて行ける場所で、高齢者同士がお茶を飲んだり、お話をしたり歌を歌ったり、自由に参加できる憩いの場の提供は、昼間も家で閉じこもりがちな高齢者の方々に、人とふれあう、人と話す、大きな声で笑う、などの機会を持つことを通して育まれる元気な高齢者づくりは、現在の内子町にとって何よりも求められている有益な事業だと思います。そうした高齢者福祉事業として、社会福祉協議会より助成を受け、町内各地域の民生委員、見守り隊員、地域ボランティアの皆さんが世話人として、高齢者ふれあいいきいきサロンが、現在町内65箇所においてそれぞれ企画運営されていると伺っております。サロン参加を通じて、元気なお年寄りが多くなることで町全体の医療費が軽減され、内子町の福祉財政にも大いに貢献できることとなります。しかし、現状では、それぞれのご事情で対象となられている高齢者の皆さんすべてがサロンに参加されてはいないとも伺っています。高齢者の生きがいつくりや地域福祉向上の面からも、ふれあいいきいきサロン参加者の拡充方策や助成の金額をはじめ、町として更なる幅広い支援をすべきと考えますが、稲本町長の見解を伺います。

続いて防災行政について質問致します。本年度、当初予算の中で防災事業関連事業で計上されている各種事業のうち、地域防災計画関連費及び防災行政無線関連費等の具体的な実施内容と今後発生が見込まれている事業等があればそれらの実施内容を改めて伺います。また、計画されている備蓄用食糧の内容とその更新時期及び備蓄保管場所を伺います。併せて現在内子町の防災士資格者取得者の人数と今後の防災士資格者取得計画の内容を伺います。

次に、環境行政について何点か質問致します。まず、環境自治体会議について伺います。先般、鹿児島県日置市で開催された、第21回環境自治体会議ひおき会議に内子町から稲田副町長はじめ、関係者や町民の方々多数が参加されたと伺っています。今回のひおき会議の概要と特色及び

会議の総括と印象を伺います。また、内子町にとって大いに参考になる事例等がありましたら、具体的な事例をあげ、それらの詳細な内容を伺います。

次に、環境自治体スタンダードL A S－Eについて伺います。平成18年度より内子町において推進している環境自治体スタンダードL A S－Eの運用内容と取り組みの進捗状況、今後の予定及び、見通しをまず伺います。あわせて平成19年度に策定された内子町環境基本計画で目指している、人と環境に優しいまち、エコロジータウン内子の具体的な将来像を伺います。

最後に内子町の現状について伺います。現在L A S－E制度を導入・推進している全国の数ある環境自治体の中で、内子町の取り組み内容が高く評価をされていると伺っていますが、高い評価を受けている具体的な実績事例と成果及び取り組み内容を伺います。しかしながら環境保全の大切さは十分理解しているにも関わらず、実際のところ、町内山間部や道路脇の不法ゴミ捨ての実態、公衆でのマナーの悪さなど日常の生活実態の現状を見てみると、まだまだの感じを拭いきれません。こうした現実に対し、内子町として今後どのような対策を考えておられるのか。指針や方策を伺うとともにエコロジータウン内子の実現を目指すために、広く町民の皆さんへ要請や協力をお願いする具体的な内容があれば伺います。以上のとおり質問致します。

○議長（下野安彦君） 才野俊夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 才野議員にお答えを致します。

私の方からは住んでよし、内子のまちづくりについて、どういう姿勢で臨むのかというご質問に対して、お答えを致したいというふうに思います。私の2期目に当たりまして、議員おっしゃいましたように、私の方では何としてもこのまちの経済力をつけなくちゃいけない。また、防災対策をきちっと充実させなくてはならない。3つ目にしましては、小規模高齢化集落対策をしっかりやる。この3つを柱に掲げまして町長にさして頂きました。いずれもこの内子のまちで生活していくために、皆さんに対して住んでよしというまちを実感して頂くためにある政策だと受け止めております。ただ、ご案内のように平成27年度から国の交付税・交付金もですね、1年で2億ずつ、5年で10億ということが、マイナスになってくるということが想定されております。そういうものを想定しながら、今後1、2年かけて内子町の総合計画、新しいまちづくり計画を策定しようということで今準備をしておるところでございます。当然この計画を内子のまちづくりに使っていく訳でございますから、町民の皆さん方、そして議会の皆さん方、そして町行政がですね、スクラムを組んでお互いに共通理解をしながら可能な範囲で進めていく、やれる範囲で進めていくという、地道な積み重ねがこれから必要になってくるだろうというふうに思っております。そういう姿勢で、これからも一步一步きちっとやっていくように、皆さん方のご協力をお願い申し上げたいというふうに思っております。以上でございます。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

〔鉾岩洋子保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） それでは私の方からは、ふれあい・いきいきサロン事業についてお答え致します。

ふれあい・いきいきサロン事業につきましては、現在、社会福祉協議会が単独事業として精力的に取り組んでおられます。その活動は、高齢者の閉じこもりをなくし、元気高齢者づくりを目的にして気軽に参加できる雰囲気であることから、大変好評を得て、また、生きがいきりや介護予防に役立っていると聞いております。社会福祉協議会におかれましては、今後もサロン事業の拡充に向けて取り組まれることになっており、町としましては、引き続き、保健師、自治センターなど関係職員がサポートしていける体制づくりを行っていきたいと考えております。その一方で、現在開かれているサロンの多くは、民生児童委員、見守り推進員、自治会役員の皆さんなど、ボランティアの方々が世話人として支えられておりますが、今後ボランティアの育成、充実を図ることが課題となっております。そのため社会福祉協議会では、地域のボランティア活動を推進していくために、ボランティア講座の実施、サロン代表者・世話人会の研修会、交流会の実施、また災害ボランティア活動への取り組みもされており、このボランティア活動が、地域福祉だけでなく災害時においても重要な役割を果たすと考えており、できる範囲での支援を行っているところです。なお、サロン参加者の拡充方策等については、社会福祉協議会の事業であり、理事会等で協議をされていることだと思いますので、町に対し何らかの要請があれば検討をしていきたいと考えております。

○危機管理班長（亀岡 弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡危機管理班長。

〔亀岡 弘危機管理班長登壇〕

○危機管理班長（亀岡 弘君） それでは、平成25年度の内子町防災関連の予算につきまして、地域防災計画関連費と防災行政無線関連費についての具体的な実施内容をご説明申し上げます。

まず、地域防災計画関連ですが、内子町地域防災計画は、今年3月末に改訂致しましたが、その後の愛媛県による見直し修正や法改正による修正等もありますので、印刷製本は、10月末頃を予定しております。また、災害時職員初動マニュアルや避難所運営マニュアル、避難勧告等の判断・伝達マニュアルなど地域防災計画関連のマニュアルなどを、来年3月末迄に策定の予定でございます。原子力災害対策につきましては、年間を通じての原子力災害研修会参加をはじめ、9月末には、内子町原子力災害避難計画を策定する予定です。10月には、愛媛県の原子力防災訓練への参加を予定しております。

次に、内子町の防災訓練を12月1日に小田城の台公園で予定しております。その内容ですが、中継放水訓練、倒壊家屋救出訓練、避難所訓練、要援護者救出訓練などを予定しております。

続きまして、防災行政無線関連についてご説明申し上げます。災害時や普段の行政連絡など町民の皆さんにお知らせする防災行政無線ですが、防災行政無線の所有は、内子町です。使用については、農協、大洲消防も使用しております。保守料の負担割合は、内子町が6割、農協が4割です。防災無線の固定局、移動局、簡易無線局の総計は、71局です。戸別受信機については、内子地区が60台、五十崎地区が100台、小田地区が全世帯で1,500台となっております。これらの年間保守点検をしております。また、25年度の主な修繕は、バッテリー交換などを予

定しております。そして、電波利用料を総務省に支払っております。今後も防災事態の変化によって、ハード、ソフト事業が出てくると思われますが、内子町地域防災計画に沿って対応して参りたいと考えております。

また、災害時における備蓄用食料は、粉ミルク、スティックパン、乾パン、アルファ米、山菜おこわ、非常食セット、水などです。更新時期につきましては、それぞれの食品の賞味期限がきたら買い換えるようにしております。備蓄保管場所は、五十崎小学校、大瀬成屋の米蔵、小田支所、東自治センターなどです。

現在、町内の防災士は21名の皆さんが資格を取得されております。各防災組織1名以上の有資格者を目標に、今年は30名を呼びかける予定でございます。災害時には、迅速的確な判断の下に、消防署、消防団、自主防災組織、地域住民の皆さんとともに手を携えて、安全・安心なまちづくりをめざして、防災管理体制の整備に努めて参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○環境政策室長（大森豊茂君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大森環境政策室長。

〔大森豊茂環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（大森豊茂君） 私からは環境行政について、才野議員がご質問の環境行政についてお答えします。

まず、鹿児島県日置市で開催されました、第21回環境自治体会議ひおき会議に参加しての関係でございますが、この会議は、未来へつなごう自然との共生をテーマに、5月30日から6月1日の3日間開催をされております。内子町からは、町民6名、稲田副町長、町職員6名の計13名が出席を致しております。初日の全体会では、日置市の特徴ある取り組みとしまして、日置市吹上浜でのウミガメの生態調査や保護活動に関する講演がございました。市民と企業が一体となってボランティアによる清掃活動を実施するなど、自然との共生を図りながら、地域づくり、まちづくりを進めていたところでございます。また、奄美大島における近自然工法の取り組みにつきましても報告があり、この近自然工法が、自然との共生の方法として各地でも取り組まれていることを改めて実感したところでございます。内子にとって大いに参考になる取り組みについてでございますが、日本一暑い街、多治見市の取り組みは、いわば暑さ対策というマイナス面を克服する取り組みを市民と連携協力して行っており、緑化推進事業、まちづくり事業、観光・イベント事業などと組み合わせることによって、地域の活性化、産業振興など複合的な効果を狙っているものでございました。内子町におきましても、こういったマイナス面を克服していくだけでなく、その取り組みを更に観光や農林業など各方面で活かしていく取り組みが必要ではないかと思っているところであります。最終日にはひおき宣言が採択されておりますが、守って活かす、つないで生み出す、学んで行動する、信じて助け合うという4つの項目が採択されております。また、宣言の中にある環境問題を論じるだけで悲観的になるのではなく、明るい未来を求めて具体的に行動しようという言葉を再認識し、今後の環境政策を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、内子町における環境自治体スタンダード、L A S－E運用とその取組み現況及び今後の見通し等につきましてお答えします。内子町では、役場を中心とした公共施設全てを対象

に、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらを達成するための取組みを行っています。取組みに当たりましては、いくつかの環境マネジメントシステムの中から、環境自治体会議スタンダード、いわゆるL A S－Eの運用を採用しまして、平成18年度から適用を致しております。このシステムは、3段階のステージとステージごとに更に3つのステップに分かれております。平成18年度には、第1ステージの認証を取得。平成21年度には、第2ステージの認証を取得致しております。そして昨年12月には、第3ステージの第1ステップの認証を受けたところでございます。第3ステージの合格は、全国で初めてであり、このことは内子町の環境政策での取組みが、全国でもトップレベルにあると評価されたものであり、残る第3ステージの第2・第3ステップの認証取得に向け、更なる環境行政に取り組んでいるところでございます。また、内子町環境基本計画で目指している、エコロジータウン内子の将来像としましては、総合計画の中でも謳っております、町並み、村並み、山並みが美しい、持続的に発展するまち、をめざしています。人と自然が調和し、将来に渡って住み続けることができるまち。そういったまちを目指していくため、計画の中で、自然・暮らし・環境教育の3つのシンボルプロジェクトが位置づけられており、自然環境保全に努めながら、また動植物の生態系にも配慮した暮らしを実践しながら、次世代へと引き継いでいくことが重要かと思っているところでございます。

次に、全国から、先進環境自治体として高く評価されている内子町として、現在までの具体的な実績事例、成果及び取組み内容についてお答えします。内子町では、L A S－Eへの取組みにより、役場庁舎だけでなく、学校施設、指定管理を行っている施設を対象に、環境政策の実施や事業活動における環境配慮の実施を行なっています。具体的には、エコオフィスは元より、生ごみの分別収集と堆肥化、廃食油の回収とB D F製造及びその利用、木質バイオマスの利活用、農産物における安心・安全な地産地消の推進、自治会や子どもたちへの環境教育の実施などが挙げられます。特に、第3ステージで求められている住民との協働という中で、自治会や環境団体など住民主体となった環境配慮・保全活動などを、環境マネジメントシステムの中で取り組んでいる点が高く評価をされています。

次に、山間部や道路脇のゴミ捨てやマナーの悪さに対する対策ということでございますが、これまでこういったゴミ捨てに対しましては、ごみ捨て禁止の看板設置、あるいは広報誌による啓発を行ってきたところでございます。看板設置による効果は、ある程度は見られるため、今後も希望をする地域には今後も設置をして参りたいと思っております。ゴミ捨て行為は、個人の環境に対するマナーの問題でもございますので、また町内住民だけの問題ではないため、県や近隣市町とも協働して、町内外にゴミ捨て防止の啓発を継続して行って参りたいと考えています。以上、才野議員の環境行政についてのご質問への答弁とさせていただきます。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野俊夫議員。

○9番（才野俊夫君） 何点か再質問させていただきます。

防災士受講ということで30名予定しておるとのことなんですけど、先般ですね、一応防災士はですね、各自治会に最低一人は配置したいというふうな町のお考えです。一応それが現時点で、いつ頃各自治体に配置されるのか。町の見込みとしては、いつ頃にされるお考えか。また、

逆に言うたら自治会に対してね、何年には配置して下さいという要請をされているのかお伺いします。

それから、町のこれからのまちづくりに対してですね、午前中からの議論の中で、町に対していかに産業活動を盛んにするかというふうなお話がありました。また一点視点を変えればですね、去年の10月、11月ですか、ブータンの国王が来られまして、ブータンでは国民総幸福量というのを提示として、国民の総生産、産業活動だけでなく心理的な心の幸福量を重点目標として、国の国是として進められているということでもあります。内子町もですね、これから先程町長言われましたように、平成27年度から2億円ずつの交付税の削減ということが間近に迫っておるわけです。そういうことで、なかなかお金はないが、町民の皆さんがその中でも、お互い辛抱してやりくりをしてやっていく、ということを目指すのも一つの方向じゃないかと思うんですが、その点について町長のご意見をお聞きます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 才野議員にお答えします。

只今の質問なんですけれども、ある面では私もそういうことは必要だなというふうに思っています。だからこそやっぱり新しい事業に取り組む、あるいは計画の中に盛り込む場合に、やっぱり町民の皆さん方のご理解、議会のご理解、ご支援等々やっぱ十分にその辺は連携をとりながらですね、辛抱すべき所は辛抱してもらわなくちゃいけないものもあるでしょう。そういうものも出て来るとしますから、十分に説明しながら進めさせて頂きたいというふうに思っております。以上でございます。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

○総務課長（西澤美男君） 防災士の関係お答えをしたいと思います。防災士につきましては相手があることです。いつまでにとすることは非常に難しい訳ですけれども。去年、今年とですね、力を重点的にですね入れております。出来れば今年中にですね、というふうな目標を定めて30名を呼び掛けるとことでございます。先般も5月に開かれました自治会連絡会でもですね、そういったお話をさせて頂いたところでございます。

○議長（下野安彦君） ここで10分間休憩をします。午後2時より再開します。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、宮岡徳男議員の発言を許します。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 15番、宮岡です。

〔宮岡徳男議員登壇〕

○15番（宮岡徳男君） 私は6月議会に当たりまして、福祉行政を中心に質問をさせて頂きます。

昨年8月野田民主党内閣と民主党、自民党、公明党の3党の合意によって強行可決をされました、社会保障と税の一体改革関連法は、国民生活と医療、介護、年金をはじめとした社会保障制度を破壊、解体に追い込むものではないかとの懸念が、法案審議当初から出ておりましたけれども、いよいよ消費税の引き上げを10ヶ月後に控えた今日、このような景気の中で消費税を引き上げていいのかとの不安が広がっております。特に関連法であります社会保障制度改革推進法は90年代以来繰り返されてきた社会保障制度の改悪の総仕上げの指令書とも言われております。その中身が知られるにつれまして、この推進法の廃止を求める声が高まりまして、廃止を求める運動が広がっております。その具体化を許さない運動も起きているようであります。

そこで伺います。内子町では、この法律に基づく社会保障制度に、どのような変化が今出ているか。また、今後どのような変化を予測をしておられるか。同時に町民生活を守る立場から、どのような対応策をもっておられるかについてお伺いを致します。

次に、関連法であります社会保障制度改革推進法について、町長の所見を伺います。先程の同僚議員の質問に対して、子どもの医療費の問題など含めて、この法律に基づいての検討する、というご答弁があったようではありますが、この法律は全体が15条と附則という短い法律であります。これは憲法25条を棚上げにする法律とも言われております。最大の目的は、社会保障に対する徹底した公費削減とも言われております。この公費削減は、過去に小泉構造改革の政治で行われまして、日本社会が格差と貧困で悲鳴を上げてきた経験を私たちは参りました。この時の構造改革の政治は、閣議決定での予算削減によって実施をされてきましたけれども、今回の推進法ではこれが法制化をされまして、法律によって社会保障制度に対する公費削減が行われようとしているのであります。内子町においては今、所得無し層が全世帯の2割を占めておりますし、所得100万円以下が7割にも達するという貧困化が、急速に進行している現実のもとで、この推進法に基づく社会保障制度が具体化するならば、町民生活は大変厳しいものになると考えるのであります。町長はこの社会保障制度改革推進法について、どのような認識と見解をもっておられるかについてご所見をお伺いを致します。

次に、子育て支援としての中学卒業までの医療費の無料化問題についてお伺いを致します。

前期議会の4年間で18人の全議員の意思として、子育て支援の重要な柱として、中学卒業までの無料化の要望が出されました中で、稲本町長の英断によって、小学校卒業までの無料化がスタートをしております。子育て中の関係者に大変喜ばれておることはご承知のとおりであります。また、近隣自治体の若い母親の間で、内子に移住したいとの話題も出ているとの声を聞くわけがありますが、こういう中で3月議会における同僚議員の質問に対して町長は、400万円の町単独財源があれば、中学卒業までの無料化ができる旨の答弁をされておまして、医療費の動向や財政状況などを見て検討する、との前向きの姿勢の発言であったように私は受け止めたわけですが、平成24年度の医療費の動向や決算の動向などが見えてきている今日、どのような検討がなされているのか。特に子育て世代の所得が伸び悩み、貧困化が進みつつある現状を見た時、

今こそ一気に中学卒業までの医療費無料化への決断が求められているのではないかと考えるわけですが、町長のご所見を伺います。全国で最初に都道府県単位、県単位で中学卒業までの無料化を実施をされている群馬県の大澤正明知事は、中学卒業までの無料化制度は、活力ある豊かな社会を築くための投資である、と議会答弁をされております。続けて早期受診により重症化が防止をされ、結果的に医療費が抑制されるとも発言をされているようであります。実際に群馬県では、無料化による救急医療への過度の依存や時間外診療の増加を懸念をしておられたそうですが、国保診療分の時間外受診の件数は、無料化実施前よりも7.3%も減少しているとの報告がなされておるようであります。稲本町政が目指す安全・安心のまちづくり、これにも貢献をすると考えられます子育て支援策として、一日も早い決断を求めるものでありますが、町長のご見解を伺います。

最後に文化行政について伺いを致します。平成7年に始まりました内子座における文楽公演も、今年17回目を迎えておりまして、内子座文楽として全国の文楽愛好家の楽しみとして定着をしているようであります。私も第1回公演から毎年楽しみにして参りましたが、全国から来町されるお客さんの期待に比べまして、町民の間でのこの公演に対する評価が未だ定まっていないのではと感じられるのであります。特に町民の間から、文楽公演に対する公費助成についての疑問の声を聞くのでありますが、この町民の疑問にどのように答えられるか伺いを致します。

第1回公演時の広報うちこでは、集客方法を、全国から文楽ファンを募り地域の活性化につなげていく、として位置付けられまして、内子座での観覧席の良い場所の大部分は旅行会社によって販売をされ、町外のお客さん優先が貫かれてきたと考えるのであります。そして、3回目の講演の平成9年に、内子座文楽を長久の文化として育てるとして、定期公演の位置付けがなされたように思うのでありますが、町民の皆さんへの文楽公演の意義や目的を理解をして頂く取り組みが、不足をしているのではないかと考える訳であります。公演の担当部署であります教育委員会の取り組みへの経過と今後の取り組みの方向について伺いを致します。そして、町長としてまちづくりの位置付けの中で、文楽公演をどのように位置付けておられるかについても伺いを致しまして、私の質問を終わります。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 宮岡議員にお答え致します。

宮岡議員の方からは、社会保障制度の改革推進法についての所見。それから子育て支援の一環としての中学校卒業までの医療費の無料化について。そして最後に文楽についての考え方。この3点お尋ねでございますので、私の方からお答えをしていきたいというふうに思います。

まず、社会保障制度の改革推進法でございますけれども、たしかに生活保護等々のですね、影響っていうのは、ある情報によりますと、東京あたりでいろいろ生活のこの差異はあると思うんですけども、だいたい10%くらい下がるんじゃないかというようなことも耳にしております。私たちとしても出来るだけ、やっぱりこういうものが、税金や保育料の免除を含めて、さまざま

な公的支援を受ける際の所得基準としても使われている、という訳でございますんで、出来るだけ影響が出ないようにですね、いろいろな方法をやっぱ考えていくべきではないのかなというふうに私は思っております。ただ、生活保護費っていうのは全体で年間ご案内のように、3兆円を越える公費は投じられております。内訳は、生活扶助費が4割くらいで後は医療費が5割近いというふうに思ってますんで、この医療費をどういうふうに下げていくのか、というようなこともやっぱ方法としては真剣に、やっぱ考えていかないといけないんだろうというふうに思ってます。私は町としてはやっぱ今、一番気がかりなのは、国民健康保険がですね、ご案内のように構造的な問題も含んでおりますんで、この法律の中で運営主体を県に、というふうなことで我々も要望をしております。どこでもやっぱり医療費をやっぱきっちと町村によって差異のないようにですね、すべきだというのが私たちの考えでございます、この所が法律でどういうふうに進んでいくのかということ、注意深く見守っていききたいというふうに思っております。

それから2点目の中学生の医療費の無料化についてでございますが、今日まで子どもの子育て支援の施策としましては、学童保育やあるいは小学生の医療費の無料化等々、対応して参りました。医療費につきましては、制度を作るっていうことは作れるんでございますけれども、これを持続的にどういうふうによっぱ維持していくかと。それは財源の問題であります。概算でだいたい400万くらいかなと思っておりますけれども、ご案内のように平成27年度からは先程もお話しましたように、1年で2億ずつですね、地方交付税が減っていく。5年間で10億落ちることが想定されております。そういうふうな中で、この子育て支援をどういうふうによっぱ考えていったらいいのか。これやっぱりいろんな角度から総合的に考えていかないといけないというふうに思ってます。今、この中学生たちがどういうふうな病気になった時の治療の受け方をしてるのか。あるいは国保会計の中で、先程もお話しましたけれども、国の負担額がどれだけ減るのか。あるいは影響があるのかないのか。そういったことも含めて、これは総合的に判断をなくちゃならないというふうに今検討しておりますのでございます。

それから文楽の件でございますけれども、私も教育委員会でお世話になっている頃に文楽ずっとかかわっておりました。今でも町長として関心、チケットの販売等々やっておる訳でございますけれども、やっぱり文楽っていうのは日本を代表する歌舞伎と同じように伝統文化だというふうに思っております。内子町でやれる、あるいはやらして頂く意義っていうのは、町民だけではなくって日本全体にとってもこれ大事なことだと。東京や大阪だけではない、この小さな町ですね、恒常的にこれはやれる、やられるっていうのはすばらしいことだというふうに思ってます。町民の皆さん方にも大勢に見て頂きたいし。特に今年は近松門左衛門の生誕360周年でもございます。記念すべき年でもありますから、もっともっといろんな角度で町民の皆さん方に関心を持って頂く。そして内子座に足を運んで頂けるように努力して参りたいというふうに思っているところです。以上でございます。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

〔鉾岩洋子保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） それでは私の方からは、町の社会保障制度への影響についてお

答え致します。

社会保障制度改革推進法につきましては、この法律は、急速な少子高齢化の進展等による社会保障費の増加、また生産年齢人口の減少により、社会保険料にかかる国民の負担が増えるとともに、国及び地方公共団体の財政状況が悪化している状況に対応するため、安定した財源を確保しつつ、受益と負担の均衡が取れた、持続可能な社会保障制度の確立を図ることを目的とされております。法におきましては、国は公的年金制度、医療保険制度、少子化対策等、社会保障制度改革に関する施策を総合的に実施するものとされ、また生活保護制度についても検討を行うとされております。このたびの社会保障制度改革推進法に規定する制度改革が、医療給付費や介護サービスの抑制を招くことや、生活保護基準の見直しにより、福祉、医療、税制など多様な制度に影響があると言われています。町の社会保障制度への影響につきましては、生活保護基準の見直しにより、住民税の非課税限度額が下がれば、介護保険料や高額介護サービス等の負担軽減措置、国民健康保険の高額療養制度、障害者・児のサービス等多様な制度の適用基準に影響するものと考えております。なお、個人住民税の非課税限度額等につきましては、25年度は影響が無く、26年度以降の税制改正において対応するとされており、現段階での影響はないものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○自治・学習課長（井上淳一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 井上自治・学習課長。

〔井上淳一自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（井上淳一君） 私の方からは、文化行政について答弁をさせていただきます。

内子座文楽の取り組みの基本的な考え方につきましては、先程町長が答弁さして頂きましたので、その方針に基づきまして、第1回の観光振興中心の取り組みから、文化振興を中心に現在取り組みをして頂いて、第17回を迎えておるところでございます。現在の取り組みなんですが、一昨年の7月に西予市出身の吉田和生氏ら3名の技芸員を招き、町民向けの文楽体験、なるほどザ・文楽を開催したり、広報うちこでは平成19年になるんですけど、文楽公演の特集を。一昨年には内子座100年の歩みの中で文楽の記事を。また町のホームページ等で文楽の情報などを紹介をさせて頂いております。また、文楽公演を主催する町民によります実行委員会も、旧内子町の出身のメンバーから全町の人たちに関わって頂くような体制に拡充するなど、文楽を身近に感じてもらう取り組みや情報発信を行っているところでございます。その影響か、昨年5年ぶりにアンケート調査を実施させて頂きました。その回収率は60%なんですが、7、8割の方が内子座文楽を堪能されているという結果が出ております。客層としましては40%が県内の方で、関東が13%、近畿が8%、中国が14%、香川・高知が6%ずつの、町民は7%という結果が出ておりますが、分析をしてみますと、入場者数、売り上げ等からは1割くらいは越えていた、町民の参加があったのではなかろうか、というふうに判断をしておるところでございます。また、今回の調査結果から内子の食材を使ったお弁当があれば買ってほしいというようなご要望もあるために、今年度内子座弁当組合が内子座弁当を作って販売する、新たな取り組みもできているところでございます。来月の18日には気軽に文化講座というところで、今年の演目であります平家女護島などの鑑賞ポイントを、愛媛大学教授が解説する講座なども開いて参りたいというふう

に考えておりますので、今後もユネスコの無形文化財、文化遺産となった文楽、今や内子の夏の風物詩となりつつある内子座文楽の魅力を知ってもらうために、町民対象の文楽体験講座の定期開催や広報、ホームページ、ブログ等を活用した情報発信などを行いながら、内子町民及び全国に発信して参りたいと考えておりますので、今後ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 町長に再度、お伺いをするわけですが、この社会保障制度の推進法、これは憲法25条を棚上げをすると、そういうことも言われているようですが、町長は憲法25条についての認識といいますか、所見はどのようにもっておられるか。この点についてまずお伺いをしておきたいと思います。

それと鉾岩課長から答弁ありました、現在の所、影響は出ていないというご答弁でありましたが、実際に予算編成の中で、今年7月から、70歳から74歳の医療費の窓口負担が2倍化をすると。これは7月から実施をされるようであります。また、生活保護基準の引き下げなどについてもこれは現在、進行中でありまして、影響が出ていないという認識というのはあたらないと思うんですが、その辺についてどう認識をされているのか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 憲法第25条というのは、国民の最低限の生活を保障する権利という国民の権利の一つだというふうに私は認識しております。

ただ、ご案内だと思いますけど、今この生活保護費っていうのは年間3兆8,000億。そして受給者は200万人を越えていると。一方では不正受給があったりですね、あるいは最賃よりも生活保護費の方が上回る状況も見られる。実際に運用面においても適切さが欠けているという面も、一面では指摘されていることはご承知の通りだというふうに思ってます。したがって今度の財源をどうするかという問題の中で、きちっとこれに消費税を充当していきましょうということでございますから、制度そのものを持続させるという意味においては、一つその方向性が決まったのではないかなと。私はそういうふうに評価も一方ではしているところでございます。以上でございます。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 町の社会保障制度への影響につきましては、生活保護見直しにより、住民税の非課税限度額が下がれば、介護保険料ですとか国保の高額療養制度におきましては、非課税だった人が課税世帯になったりして影響が出ると思われまます。非課税世帯が課税世帯になれば、利用者さんの負担が増えることにはなりますけれども、このことにつきましては25年度では税制改正ありませんので影響がないというふうに考えております。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 町長から生活保護者の拡大の件が出されました。私はこの生活保護受給者が増えるのが、原因がどこにあるのかということを見正しく見る必要があると思うんです。今、若者たちの雇用状況、多くの若者が非正規の労働を強いられていると。そういう中での生活保護者の受給者の拡大や高齢者の問題で言いますと、以前ありました高齢者の税控除が無くなりまして、ますますそういう部分での高齢者の貧困化が起きておりますし、公的年金もだんだんと下げられていると。こういう状況の中でありますから、この生活保護受給者を減らす対策というのはやはり雇用対策であったり、最低年金制度の拡充などが私は求められているんであって、ただ単に不正で受給をしているという見方は当たらないと思うんです。特にこの不正問題については国会などでも議論をされておりますけれども、その中身を見てみますと、生保受給者の0.4%の方にそういう不正受給が見られるということでありまして、このことは行政の側の指導の弱さ、これがあるとも言われておりますから、これへの対策等が不十分ではないかと思うわけであります。そういう点から、私は町長の認識に生保の問題などについては問題がありはしないかと。ただ、憲法25条での国民の権利として25条があるという見解でありますので、これは私も同じような見解であります。そういう立場でぜひ内子町の今後の社会保障制度に拡充のためにご尽力を頂きたい、このことを求めていると思います。それと同時に鉾岩課長から出されました点であります、私が申し上げましたのは、7月からすでにもう医療費の70歳から74歳までの高齢者の医療費が2倍化をする。これは、町のこれも連絡が私もその対象者でありますので、7月からは倍化するという状況を受けておるんでありますが、そういうことが実際にこの内子町でも進行をしている。このことについては正しく認識をしておいて頂きたい。このことを求めて私の質問を終わります。

○議長（下野安彦君） 次に山上芳子議員の発言を許します。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上芳子議員。

○8番（山上芳子君） 8番、山上です。

〔山上芳子議員登壇〕

○8番（山上芳子君） 4月の町議選後、初めての質問となります。常に緊張感を持ち、住民代表としてしっかりと取り組んで参りたいと思っております。

それでは6月議会通告に従い、質問をさせていただきます。

初めに防災教育について質問を致します。東日本大震災以降、今も各地で地震が起こるといつ起こるか分からない南海、東南海地震、南海トラフなどの大地震への対策の重要性が問われております。そして今学校現場では、防災教育への取り組みが一段と活発していると感じております。防災への知識や心構えなど子どもたちの意識向上はもちろんのこと、災害にあった時にどう行動するかを、日頃から訓練することが大切であると考えます。県内、西条市では、市内全小学校6年生が一同に会して子ども防災サミットを開催し、年間を通じて災害疑似体験や防災訓練をする防災キャンプなどを実施しております。これは甚大な被害にあった経験を踏まえ、防災への知識向上から始まったようです。子どもサミットは年3回行われ、いざという時に命を守る為に、日

頃から家族や地域の人たちとのふれあいの時間を大切にしようと訴え、家族防災会議の開催や非常持ち出し袋の準備の仕方などの研究発表や自ら実践できる防災対策をテーマにパネルディスカッションが行われ、その中で登壇者と参加者の議論が展開され、防災対策への意識が高まっております。子どもは災害弱者と言われがちですが、小学校高学年、また中学生は、地域での防災の担い手になるとの意識を培っていき、防災教育が必要であると考えます。本町におきましても防災の担い手目指し、防災教育の一環として事例のような取り組みを提案致しますが、お考えをお聞かせ下さい。また、具体的に実施していることがありましたらお聞かせ下さい。

次に、胃がん対策について質問を致します。

がんは日本人の死亡原因の第1位であります。二人に一人はがんにかかると言われております。日本のがん検診受診率は20%から30%に留まり、欧米の約80%に比べると大幅に低い結果であります。政府が定めたがん対策推進基本計画は、検診受診率を50%に引き上げる目標に、がんの早期発見に努めることとされております。平成21年度から乳がん、子宮頸がんの無料クーポン券を活用した検診が実現致しました。平成23年からは、大腸がん検診にも無料クーポン券事業が実施されました。私もこの無料クーポン券を利用し、乳がん、大腸がんの検診を受けることができ、本当に助かりました。しかし内子町では24年度は若干これが減少しているとのことで大変残念なことです。今一度、検診の必要性を強く訴えるべきだと考えております。今回私は、そのがん対策の中から胃がん対策として、ピロリ菌検査の導入について取り上げさせて頂きました。国内で年間約5万人が亡くなっている胃がんの大きな原因とされるのが、ヘリコバクター・ピロリ。つまり、ピロリ菌の感染によるもので、日本人のピロリ菌患者感染者数は3,500万人以上にも上るとされております。50歳以上の日本人の8割近くが感染しているとテレビでも言っておりました。公明党は、このピロリ菌対策で保険適応拡大に100万人もの署名を集め、国会質疑でも強く訴えて参りました。ピロリ菌の感染による慢性胃炎について、本年2月より除菌治療に用いる薬剤を保険適応の対象に拡大することを厚労省も承認致しました。これにより多くのピロリ菌感染者が、慢性胃炎の段階で除菌治療を受けられれば、将来に胃がん、胃潰瘍などの予防などにもつながり、患者数の減少にも期待されます。そこで本町で実施されております胃がん検診においてピロリ菌検査を導入し、胃がん検診の受診率向上につなげ、実行性のある検診を行うべきと考えますが、ご所見をお聞かせ下さい。以上、よろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） 山上芳子議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○教育委員会委員長（城戸 彰君） 議長。

○議長（下野安彦君） 城戸 彰教育委員会委員長。

〔城戸 彰教育委員会委員長登壇〕

○教育委員会委員長（城戸 彰君） 私の方から防災教育についてお答え致します。各学校におきましては、災害時の危険を想定した安全点検、事後措置を実施すると共に自然災害に備えて、行政機関や地域の関係団体等と調整をしながら、学校教育計画に組み入れ、防災教育を各教科の中で関連するものと一体的に行っています。その実践としましては、子どもの発達段階を考慮しながら、火災や地震等の防災学習。不審者の侵入を想定した防災訓練、避難訓練を一学期ごとに数回実施しているところでございます。学校における防災教育は、自然災害等の危機に際して自

らの命を守り抜くため、発達段階等に応じて「主体的に行動する態度」を育成することが必要となります。今後とも各学校で創意工夫し、各教科、特別活動、総合的な学習時間などで推進をしていきます。さらに発達段階に応じて、自分の安全を守ることだけではなく、支援者となる視点から、自他の生命の尊重と安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、地域における防災訓練への参加といったことも進めたいと考えております。以上、答弁と致します。

○地域医療・健康増進センター所長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 曾根岡地域医療・健康増進センター所長。

〔曾根岡伸也地域医療・健康増進センター所長登壇〕

○地域医療・健康増進センター所長（曾根岡伸也君） 私からは、ピロリ菌検査に関する質問にお答えをしたいと思います。現在、内子町が実施している胃がん検診は、エックス線検査、いわゆるバリウム検査を集団検診で行っているところでございます。これはいうまでもなく胃がんの早期発見を行うためのものでございます。この検査で精密検査が必要と判断された場合には、医療機関での精密検査をお願いしているところでございます。これにより、毎年数例の早期の胃がんが発見されており、早期治療につなげているところでございます。議員ご提案のピロリ菌検査は、その胃がんの原因因子のひとつを検査する、いわゆるリスク検査と言われるものでございます。ピロリ菌への感染率は、議員さんも言われましたとおり、50歳代以上では80%。10代から20代については20%の方が感染していると言われております。ピロリ菌に感染するとほとんどの方が、軽い胃炎を発症しますが、胃がんを発症するのはその一部にとどまっていると聞いております。除菌した場合、胃潰瘍や胃がんなどを発症する可能性は下がりますが、定期的な胃がん検診は、除菌以後も引き続き必要であることは言うまでもございません。全国の自治体で見ますと、ピロリ菌検査に併せて、胃の萎縮の状況を検査するペプチノゲン検査をあわせて行う例があるようでございます。これにより、より具体的な胃がんのリスクを判定できると言われているところでございます。実施につきましては、ピロリ菌検査を単体で行うのではなくってそれにあわせて、先程言いましたペプチノゲン検査をあわせて行う方向での検診を検討すべきではないかというふうに考えているところでございます。しかしながら、県内自治体での実施実績も現在のところ無いように聞いております。今しばらくの間は、先進自治体の状況などを調査・検討を行って参りたいと考えているところでございます。どうぞご理解頂きますようお願い致します。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上芳子議員。

○8番（山上芳子君） 防災教育についてですけど、今答弁頂いたんですけどね、私2年前にもこの防災教育の重要性について質問させて頂いたんです。その中でその答弁がまるっきり同じですね。本当にどう言うのかな、それから全然進んでないとか中身が進展していないとか。本当に答弁同じですよ。広報2011年の12月議会の広報見て頂いたら分かります。本当ちょっとがっかりしました。とにかくこういった先進の事例の中で、本当子どもたちっていうのはすごく素直なんですね。本当に一生懸命取り組みます。東日本大震災の釜石市の奇跡、あれも日頃からの子どもたちの本当、訓練の成果です。ぜひともこの内子町においてしっかりと。やっぱ私

たち大人がやっぱ真剣に取り組んでいかなければ、また言ったら、また子どもも真剣に答えてくれるとそう思っております。このことについてちょっともう一回、再度ご返答頂いたらと思っております。また、ピロリ菌につきましてはぜひとも国の動向等もありますでしょうけど、内子町が先人切って行って頂きたいと思っております。これは答弁よろしいです。今の防災教育について。

○教育長（亀岡忠重君） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡教育長。

○教育長（亀岡忠重君） 今の答弁についてですね、ご指摘もあったんですが、今取り組みの事例もですね、お話を頂きましてありがとうございました。内子町でもですね、別にな変わってない、やっぱり取り組んできました。去年はですね、今の防災教育連絡協議会というのを今設置をしております。去年そういう設置をしてですね今、幼稚園、小学校、中学校その組織を作ってですね、それをやっております。で、去年ですね、今、学校防災マニュアルという各学校であるわけですが、その見直しを総合的にしました。で、地震も入れてですね、全部しました。で、学校ではですね、もう教育課程に入っております。ですから4月からずっと月々にですね、どういうことをしていくか。先程言いよった避難訓練というのがある訳ですが、そういう学期ごとにしている訳ですが、もう月々にですね、そういう計画の中でやっておる訳なんですよ。ですから、今細かいこと言うのは細かくですね、指示されております。で、今後やっぱり学校の防災の中でですね、今後一層どうしていくのかといった場合にはですね、これからの地域の自治会の自主防災組織とか行政とどうリンクしていくか。それから学校にはどれだけのものが収容できて、どういうかっこうで先生が対応するのか、いろんなそういうことがある訳ですが、今度そういうものについてですね、踏み込んだことをやっていかんといけんのかなと思っておりますが、今そういう学校の中ではですね、そうとうきちっとやっておりますので、またこういうかっこうでやっておるということがありますのでですね、全然やってないのじゃなしにですね、去年から今年もそういうかっこうで、連絡協議会の方では進めていきます。もう一つどうしていくかということですので、またそこらあたりですね、ご理解頂いたらと思います。

○議長（下野安彦君） よろしいですか。

以上で、一般質問を終結します。

これから議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

日程第6 議会改革特別委員会の設置について

○議長（下野安彦君） 「日程第6 議会改革特別委員会の設置について」を議題とします。

お諮りします。

内子町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会改革に関する調査について、7人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、調査等終了するまで、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会改革に関する調査について、7人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、調査等終了するまで、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただ今、設置されました議会改革特別委員会の委員の選任につきましては、内子町議会委員会条例第8条第4項の規定により、宮岡徳男議員、中田厚寛議員、寺岡 保議員、林 博議員、才野俊夫議員、大木 雄議員、森永和夫議員以上7名を指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会委員には、宮岡徳男議員、中田厚寛議員、寺岡 保議員、林 博議員、才野俊夫議員、大木 雄議員、森永和夫議員以上7名を選任することに決定しました。

日程第7 議会広報特別委員会の設置について

○議長（下野安彦君） 「日程第7 議会広報特別委員会の設置について」を議題とします。

お諮りします。

内子町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会広報に関する調査について、5人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、調査等終了するまで、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会広報に関する調査について、5人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、調査等終了するまで、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただ今、設置されました議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、内子町議会委員会条例第8条第4項の規定により、山崎正史議員、才野俊夫議員、山本 徹議員、菊地 幸雄議員、久保美博議員以上5名を指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会委員には、山崎正史議員、才野俊夫議員、山本 徹議員、菊地 幸雄議員、久保美博議員以上5名を選任することに決定しました。

○議長（下野安彦君） ここで、15分間、休憩します。午後3時5分から再開します。

その間に、議会改革特別委員会委員、議会広報特別委員会委員に集まって頂き、委員長、副委員長長の互選を行ってください。

午後 2時50分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました議会改革特別委員会委員の会、並びに議会広報特別委員会委員の会で、委員長・副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので、ご報告します。

まず、議会改革特別委員会委員長に林 博議員。同副委員長に寺岡 保議員。以上のとおり選任されました。

続いて、議会広報特別委員会委員長に久保美博議員。同副委員長に菊地 幸雄議員。以上のとおり選任されました。

○議長（下野安彦君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

従って本日は、これで延会することに決定しました。

次の本会議は、明日21日、午後2時から開きます。

本日は、これをもって延会します。

午後 3時08分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

平成25年 6月第66回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 平成25年 6月21日（金）

○開会年月日 平成25年 6月21日（金）

○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 久保美博君	2番 森永和夫君
3番 菊地幸雄君	4番 泉浩壽君
5番 大木雄君	6番 山本徹君
7番 池田洋助君	8番 山上芳子君
9番 才野俊夫君	10番 下野安彦君
11番 林博君	12番 山崎正史君
13番 寺岡保君	14番 中田厚寛君
15番 宮岡徳男君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 稲本隆壽君	副町長 稲田繁君
総務課長 西澤美男君	住民課長 三根生憲一君
税務課長 山上幸久君	保健福祉課長 鉾岩洋子君
会計管理者 宮野照三君	建設デザイン課長 橋本健一君
町並・地域振興課長 小野植正久君	産業振興課長 久保義雄君
小田支所長 土居好弘君	環境政策室長 大森豊茂君
政策調整班長 安川徹君	上下水道対策班長 西川安行君
地域医療・健康増進センター長 曾根岡伸也君	危機管理班長 亀岡弘君
教 育 長 亀岡忠重君	学校教育課長 片山哲也君
自治・学習課長 井上淳一君	代表監査委員 片岡安男君
農業委員会会長 宮田久男君	

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 堀本増隆君	書 記 水本隆君
---------------	----------

○議事日程（第7号）

平成25年 6月21日（金）午後 2時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2	議事日程通告	
日程第 3	報告第 2 号	平成24年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第 4	議認第 4 号	内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
日程第 5	議案第50号	内子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
日程第 6	議案第51号	護国コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第 7	議案第52号	土地改良事業計画について（稲月地区）
日程第 8	議案第53号	内子町道路線の廃止について
日程第 9	議案第54号	内子町道路線の認定について
日程第10	議案第55号	内子町道路線の認定について
日程第11	議案第56号	内子町道路線の認定について
日程第12	議案第57号	平成25年度内子町一般会計補正予算（第1号）について
日程第13	議案第58号	平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第14	議案第59号	平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第15	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第16	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第17	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第18	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	
日程第19	常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件	
日程第20	議員派遣の件	

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

午後 2時00分 開会

○議長（下野安彦君） ただ今から、6月20日の本会議に続きまして、平成25年6月内子町議会定例会第2日目の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下野安彦君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、5番大木 雄議員、6番山本 徹議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（下野安彦君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております、議事日程第7号のとおりであります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 報告第2号 平成24年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について

○議長（下野安彦君） 「日程第3 報告第2号 平成24年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成24年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、国の補正、交付金事業など、3月定例会で繰越明許費についてお認め頂きました事業にかかる、繰越計算書について報告するものでございます。その内容を総務課長に説明致させていただきますので、よろしくお願い致します。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

〔西澤美男総務課長登壇〕

○総務課長（西澤美男君） それでは議案書1、それから説明資料3をご準備お願いして頂いたらと思います。議案書の方5ページになりますが、説明の方は事業明細等入っておりますので説明資料の1ページで説明をさせて頂いたらと思います。

この繰越事業でございますが、災害復旧費、国の経済対策の補正、交付金事業などによります各施設の整備、危険校舎改築など、事業施行にあたりまして不測の日数を要するという事で、3月定例会補正予算で、繰越明許費として計上致しました事業につきまして、繰越計算書として報告するものでございます。説明資料1ページでございますが、まず、2款1項、総務管理費、庁舎管理費でございますが、本庁耐震設計関連ですが、翌年度繰越額755万9,000円。次に財産管理費で、これは分庁の耐震設計ですが、1,678万円。続きまして6款1項の農業費、農業体質強化基盤整備促進事業、古田沖の整備関連ですが、1,485万8,000円。2項の林業費の育成林整備事業1,260万7,000円。山のみち地域づくり交付金事業、林道関連ですが、1億629万9,000円。道整備交付金事業、これも林道関連ですが、4,909万9,000円。美しい森林づくり基盤整備交付金事業、林道関連ですが、2億150万円。続きまして8款土木費、2項道路橋梁費ですが、社会資本整備総合交付金事業、町道重松中線でございます。1,090万円。3項の河川費、がけ崩れ防災事業5箇所でございます。3,940万円。5項の住宅費、団地管理費、公営住宅の管理関連。耐震診断の委託関連でございます。535万7,000円。10款の教育費でございますが、10款1項教育総務費、公立学校施設整備費事業費、小田地区の学校施設関連でございます。7億8,417万5,000円。2項の小学校費、小学校危険校舎改築事業関連でございます。参川小、田渡小、御祓小の屋内体育館関係の耐震関連でございます。1億1,129万円。11款が災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助農業施設災害復旧費180万円。同じく現年発生補助林業施設災害復旧費7,

990万円。2項の公共土木施設災害復旧費、現年発生単独公共土木施設災害復旧費1,049万1,000円。合計で翌年度繰越額14億5,201万5,000円でございます。それぞれ、財源内訳につきましては、この表に記載のとおりでございますので、お目通しを頂きたいと思えます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ここに報告するものでございます。よろしくお願いを致したいと思えます。

○議長（下野安彦君） 只今の報告に対する質疑があれば、許可します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） お諮りします。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本件は報告事項であります。

したがって、報告第2号を報告のとおり受理することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第2号を、報告のとおり受理することに決定しました。

日程第 4 議認第4号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（下野安彦君） 「日程第4 議認第4号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本条例につきましては、平成25年4月1日に施行する必要がある、急所を要したため、専決処分したので、ここに承認を求めるものでございます。内容につきましては、税務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○税務課長（山上幸久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上税務課長。

〔山上幸久税務課長登壇〕

○税務課長（山上幸久君） 議認第4号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書6ページをお開き下さい。平成25年度税制改正に伴う、地方税法等の一部を改正する関係法令が、平成25年4月1日から施行されたことに伴い、内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、同日から改正する必要がございました。議会招集の時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、4月1日専決処分をさせて頂きました。よって同条第3項の規定によりましてこれを報告し、承認を求めるものでございます。改正内容につきましては8ページのとおりでございますが、内容につきまして説明資料の方で説明させて頂きます。

3の議案説明資料の2ページ、3ページをお開き下さい。特定継続世帯について、減額すべき世帯別平等割額を、左側の太字のように改正したものでございます。平成20年4月以降、国保から後期高齢者医療制度の被保険者となって、5年以内の者がいる世帯で、残った国保の被保険者が一人となった特定世帯につきましては、世帯別平等割額の2分の1を、5年間軽減する措置が講じられておりますが、5年経過後はこの2分の1の減額がなくなるため、4月からの税制改正では、この負担増を緩やかにするための措置として、引き続き3年間につきましては、世帯別平等割額の4分の1を減額する措置が設けられております。この対象となる特定継続世帯につきまして、4分の1減額措置を最大限適応するため、今回の条例改正を行ったものでございます。詳細につきましては、議案書及び説明資料記載のとおりでございます。お目通しをお願い致しまして、議認第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより「議認第4号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第50号 内子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（下野安彦君） 「日程第5 議案第50号 内子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。条例の内容につきましては、保健福祉課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

〔鉾岩洋子保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） それでは、議案書9ページをお開き下さい。議案第50号内子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、内子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定を、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書10ページ、それから説明資料4ページになりますけれども、お開け下さい。説明資料には条例化の背景、特別措置法の概要等を記載しております。本条例制定につきましては、新型インフルエンザ等の発生時に、国民の生命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定をされ、平成24年5月11日に公布をされました。同法におきまして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時は、町に対策本部を設置しなければならないとされたことにより、内子町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるため本条例を定めるものでございます。本条例の内容につきましては議案書10ページをお開き下さい。第1条において目的、第2条におきましては組織として対策本部長、副本部長、対策本部員を置くことになっております。第3条で会議について。第4条で必要に応じ、部の配置。第5条では雑則についてそれぞれ規定をしております。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で内子町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第50号 内子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第51号 護国コミュニティセンターの指定管理者の指定について

○議長（下野安彦君） 「日程第6 議案第51号 護国コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案につきましては、城廻地区の集会施設、護国コミュニティセンターの指定管理者の指定につき、議会の議決を求めるものでございます。内容は、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

〔西澤美男総務課長登壇〕

○総務課長（西澤美男君） それでは議案書11ページをお願い致します。議案第51号護国コミュニティセンターの指定管理者の指定について、でございますが、この施設につきましては、護国地区の集会施設として利用されているものでございますが、平成20年11月30日開催の、指定管理者選定委員会で、非公募の答申を受けまして、指定管理者として指定をすることにつき、議会の議決を求めるものでございます。内容でございますが、1つに管理を委任する施設名称及び所在地等でございますが、名称が護国コミュニティセンター。所在地が内子町城廻92番地1でございます。2つ目として、指定管理者となる団体の名称でございますが、護国区。代表者の方は区の代表者、山本 功氏でございます。3つ目、指定の期間、平成25年7月1日から平成30年6月30日までの5年間でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第51号 護国コミュニティセンターの指定管理者の指定について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第52号 土地改良事業計画について（稲月地区）

○議長（下野安彦君） 「日程第7 議案第52号 土地改良事業計画について（稲月地区）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案は、稲月地区の土地改良事業を行うため、土地改良法第96条の

2第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、建設デザイン課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第52号土地改良事業について（稲月地区）でございますが、説明させていただきます。

議案書の12ページ、説明資料につきましては、5ページから7ページになります。お開き願ったと思います。まず、土地改良事業計画を行うために、土地改良法第96条の2第2項の規定によりまして、次の土地改良計画につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、事業種目、愛媛県単独土地改良事業。施工箇所は喜多郡内子町論田（稲月地区）でございます。事業量は、農業用道路整備、農道でございまして延長887mでございます。経費見込みは7,500万円でございます。施工方法は請負でございます。施工期間は、着工25年度から28年度の完了を目指しております。

続いて、説明資料3の5ページをお開き願ったと思います。まず、目的でございますが、本地区は延長887m、幅員2mから2.5mの農道でございまして、4.9ヘクタールの受益面積に、主に柿を栽培しております。現況幅員は、狭小のため、軽四トラックでの利用となっておりまして、また、地面は未舗装のため、でこぼこ等もあり、農作業、出荷等に支障を来しております。今回3mの改良舗装を実施致しまして、2トントラックの通行や荷傷み防止など、営農労力の軽減。また、当地区の農業振興を図るものでございます。2番目と致しまして、今の現在の現況でございますが、畑の4.9ヘクタールでございます。計画でございますけれども、生産計画と致しまして、現況の柿が4.9ヘクトとありますが、計画も同じく4.9ヘクタールでございます。右の方に移りますけれども、主要工事計画でございますが、農道改良、幅員が、基本幅員が3m、延長887m。予定の工期は、先程申し上げましたが、25年の10月から平成29年の2月を見込んでおります。事業費の総額及び内訳につきましては、本工事費が7,096万円。測量試験費404万円でございます。合計で7,500万円を見込んでおります。財源の内訳と致しまして、県補助の50%。それから地元負担金と致しまして、分担金条例によりまして5%を計画してございます。7番目の効果でございますけれども、維持管理費の節減効果から、走行経費節減効果までを見込みまして、242万3,000円を見込んでございます。

次のページでございますが、6ページでございますが、計画の位置図を記載してございます。まず、廿日市の天理教の向こう側に、ちょっと、県道内子野村線があるんですけれども、そこを起点に致しました県道串内子線からですね、さつき団地、それからだいたい2キロくらい行ったところに町道があります。それを右手の方に上がりますと、稲月集会所という稲月地区がございます。図面の真ん中どこにありますけれども、着色の赤い部分が今回の計画でございます。延長と致しまして、稲月集会所から右手の方が504m。そちらの方が起点となります。それから左手の方が383mでございまして、こちらの方が終点ということになってございます。

続きまして、7ページの方お開き願ったと思います。上のこれ平面図でございますが、赤色

で着色しておりますのが受益の面積でございます。4.9ヘクタールでございます。下の方の標準断面図でございますけれども、ここに基本の幅員3mというふうに書いてございます。内容につきましては、今2.0から2.5mの幅員でございますので、3m基本幅員を、3m以上にすることでございまして、側溝または、切り取り、それから路側につきましてはブロック積み、というようなことで改良するような計画を立ててございます。舗装につきましては、アスファルト舗装を考えてございまして、記載のとおり、表層については3cmという形を考えてございます。以上、簡単な説明でございますけれども、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第52号 土地改良事業計画について（稲月地区）」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第53号 内子町道路線の廃止について

○議長（下野安彦君） 「日程第8 議案第53号 内子町道路線の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線の廃止をするものでございます。内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議案第53号内子町道路線の廃止について、ご説明させていただきます。議案書1につきましては13ページ、説明資料の3につきましては、8ページに位置図、それから9ページに平面図を記載しておりますので、お開き願ったと思います。

それでは議案書13ページをお開き下さい。今回の路線廃止は、3路線でございまして、まず、

路線番号5129、路線名、恩地亀の上線、起点は内子町寺村235番地先から、終点は同じく寺村の130番地先で、延長425.3mの道路でございます。次に路線番号5173、路線名、恩地亀の上線、起点は内子町寺村237番地先から、終点は同じく寺村183番地先で、延長93.5mの道路でございます。3路線目に路線番号5175、路線名、恩地日浦線、起点は内子町寺村78番1先から、終点は同じく寺村202番地先で、延長77.7mの道路でございます。いずれも国道380号線の改良に伴いまして、道路が付け替わったので、場所につきましては説明資料3、8ページの位置図でございますが、当議案につきましては、ちょっと開いてもらったらと思いますが、図面の右の議案第53号と書いておりますけれども、その辺りになります。詳細につきましては、次のページの議案資料の9ページでご説明申し上げます。お聞き下さい。まず図面、左中央部付近にオレンジ色で着色しておりますが、これがですね、新国道380号でございます。この該当地は、道の駅せせらぎや文化交流センタースバルのある交差点付近でございます。路線番号5129、路線名、恩地亀の上線は図面中央部の水色で着色しておる部分でございますが、細長い分でございます。この分が旧国道380号を起点と致しまして、延長425.3mでございます。国道改良に伴いまして、当路線は分割されてございます。次に左上の5173号、路線名恩地亀の上線は、旧国道を起点と致しまして、先程の5129号に接続する道路でございます。同じく国道改良により分断され、起点部が形状変更となっております。3路線目の5175号、路線名、恩地日浦線は5175号の町道を起点としており、図面上の右側記載の路線でございます。この路線は国道改良に伴い、起点部の変更となっております。今回、以上の理由によりまして、一旦、当路線全線を町道路線から廃止し、その後新たに町道に認定するのでございます。以上、簡単な説明でございますけれども、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて質疑を終結します。

これより「議案第53号 内子町道路線の廃止について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第54号 内子町道路線の認定について

○議長（下野安彦君） 「日程第9 議案第54号 内子町道路線の認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道路線の認定をするものでございます。内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは議案第54号内子町道路線の認定について、ご説明させていただきます。議案書につきましては、14ページ、説明資料につきましては、8ページに位置図、10ページに平面図を記載してございます。

それでは、議案書14ページをお開き下さい。この議案につきましては先程の53号で廃止致しました路線につきまして、国道380号改良後、供用区間である部分を新たに路線番号5129恩地亀の上線、5173恩地線、5175恩地日浦線の3路線として、町道路線として認定するものでございます。説明は説明資料3の10ページにてご説明致します。

10ページをお開き下さい。まず、この平面図は先程の53号と同じ場所でございます、紫で着色しているのが、新国道380号、赤色で着色していますのが、今回認定予定の町道でございます。1路線目は、路線番号5129、路線名、恩地亀の上線でございます。図面では上半分側、旧国道380号を起点と致しまして、内子町寺村237番地先から、国道と平行と走りながら、終点は図面右端になりますけれども、林道亀の上線に接続する、内子町寺村130番地先の道路で、延長は385m。道路の敷地幅は4.1mから10.1mのアスファルト舗装道路でございます。

次に、2路線目は路線番号5173、路線名、恩地線。平面図では下半分側の赤色で着色したところでございまして、起点は旧国道380号を入口とする内子町寺村233番地先で、終点は新国道380に通じる寺村183番2地先となっており、旧路線の5129号に分化された一部でございます。延長は135m。道路の敷地幅は1.7mから7.5mのアスファルト舗装道でございます。

次に、3路線目は路線番号、5175。路線名、恩地日浦線。平面図は中央部の位置でございます、起点は先程の5129恩地亀の上線の上の方ですね、を入口とする内子町寺村190番の1地先で、終点は内子町寺村202番先となり、延長は76m。道路の敷地幅は4.5mから10mのコンクリート舗装道路でございます。今回この3路線を認定し、町道として維持管理を行うものでございます。以上簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） ちょっと1点、質問をしたいと思います。先程廃止をしました路線番号5129恩地亀の上線の起点、内子町寺村235番地先。これと、今回認定をしようとする路線番号5173恩地線。起点、内子町寺村233番地先。ここは同じ場所だと思うんですが、番地が違うの説明を頂きたいと思います。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 最初に5129のですね、旧道の恩地亀の上線につきましては国道が出来ましたことで2つに分かれました。で、今回ですね、新しく5129の新路線につきましては、道がですね、接続されとる方がいいということで、もとのですね、旧道のですね、恩地亀の上線の5173、これを起点として起点の場所を変えてございます。ですから先程のご質問にもありました、233番地先の分につきましてはですね、今回5173の恩地線としてですね場所が変わりましたので、要は新たにですね、旧路線が2つに分かれたということで、その元の路線は新たに新路線として認定しているということでございまして、それによって場所が変わったということでございます。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） どうも課長、勘違い私がしとるんか、課長がしとるんか。よく再度見て下さい。廃止しました5129恩地亀の上線の起点。じゃけん説明資料の9ページの起点、寺村235番地先ですよね。で、今回認定をしようとする5173恩地線の起点、寺村233番地先。これは同じ場所じゃないですか。だと思うんですが、番地が違うのはどうして違うのか教えて下さい。

○議長（下野安彦君） 暫時休憩します。

午後 2時42分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き会議を開きます。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） どうもすみません。今回ですね、道路台帳の起点とか、そういう番地を付けるのについてはですね、基本的に、道路に向かって右側につけるのが基本的なことになっておるんですけども、その当時の認定におきましては、左側の方で番地を使っているということでありました。ですから今回ですね、その番地の分を新たに見直しまして、実際の右の方でしたら233番地ということになってございまして、番地も変わったということでございまして、そういうことでございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより「議案第54号 内子町道路線の認定について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第55号 内子町道路線の認定について

日程第11 議案第56号 内子町道路線の認定について

○議長（下野安彦君） 「日程第10 議案第55号 内子町道路線の認定について」、「日程第11 議案第56号 内子町道路線の認定について」以上の2議案は関連もありますので、この際一括して議題とします。

各提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） この2議案につきましては、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線の認定をするものでございます。内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議案第55号及び議案第56号につきましては、一括説明させていただきます。それでは議案第55号内子町道路線の認定につきまして、ご説明させていただきます。議案書1につきましては、15ページ。説明資料につきましては、8ページの位置図。11ページに平面図を記載しております。

それでは、議案資料15ページをお開き下さい。この議案につきましては、国道380号改良に伴い、起点部に変更が生じたので、路線変更をするものでございます。路線番号5131、路線名、新田三畝町線でございます。説明資料3の11ページでご説明させていただきます。お開き下さい。この道路は、国道から小田中学校に通じる道路でございます。資料の図面では紫色が新国道380号で、黄色が旧町道、赤色が新国道でございますが、変更は図面のとおり、国道改良に伴いまして、起点部が一度、一部国道付きとなり、起点が内子町寺村973番地先から寺村2719番地先と変更となり、終点は変わりませんけれども、寺村2814番1先になります。延長は483mから427mとなります。なお変更後の道路敷地幅は5.0mから10.8mとなり、舗装はアスファルト舗装道路でございます。

続きまして、議案56号の方をお願いします。16ページでございます。説明資料につきましては、12から13ページに記載してございます。それでは議案資料16ページをお開き下さい。この議案につきましても、国道380号改良に伴いまして、起点部に変更が生じたので、路線変更をするものでございます。路線番号5134、路線名、寺村林慶掛橋線でございます、これよりは説明資料3で説明させていただきます。まず12ページの図面でございます。左側が起点で、寺村から林慶地区、掛橋地区を経まして道徳地区に至る道路でございます。

次の13ページをお開き願ったと思います。今回の変更箇所は小田高校付近でございまして、先程と同じく、紫色が新国道380号で、黄色が旧町道、赤色为新町道でございます。変更は図面のとおり国道改良に伴いまして、道路の付け替えにより起点が内子町寺村593番地先から寺村969番3地先に変更となり、終点は変わりません。日野川1260番地2地先になります。延長は6040mから5980mとなり、変更後の道路敷地幅は3.6mから20.6mとなり、構造はアスファルト舗装道路。また、一部コンクリート舗装道路でございます。今回この2路線を変更認定し、町道として維持管理を行うものでございます。以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

○4番（泉 浩壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 泉 浩壽議員。

○4番（泉 浩壽君） いろいろと皆さんに心配かけますが、これ、国道380の改良が出来まして割と時間がかかっておると思います。今後におきましてはやはり、改良が終わりましたら直ちに、やはり廃止認定をして頂いたら問題が起きんのかと思いますので、どうぞよろしくお願いしたと思います。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） はい。議員のおおせのとおり、しっかりとやって参ります。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○11番（林 博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林 博議員。

○11番（林 博君） 直接ではないんで、関連的な質問になろうかと思うんですが、今回、町道の認定をしたんですが、内子町の町道については841路線594kmほど。すべての町道であるようでございます。これの日常の管理について、ちょっと質問をしてみたいというふうに思う訳でございます。先般の議員選挙で私も小田地区、内子地区、五十崎地区と広い範囲を動いてみますと、かなり町道についても維持管理が十分に出来てないような路線も場所も、多々見受けられる状況でございます。町におかれましても、当初予算で町道の維持管理とした予算も計上をされ、対応をされておるようでございますが、なかなか今、各地区での維持管理も難しい状況になりつつある所もあるんじゃないかというふうに思っております。また、修理修繕箇所が出来ても、どういう対応をされておるのか、町職員が見廻りをして対応しておるのか。自治会長からの申請を待っておるのか。我々議員が指摘しても自治会長の判を持って来い、というような経緯もあっ

たかに私は記憶しておるんですが、そこら町道の維持管理について、日頃どういう管理体制をとっておられるのか。質問をしたいと思います。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） はい。いわゆる維持管理の関係につきましては、パトロールということでございましょうけれども、パトロールにつきましては、職員が本来は廻って、ということが本筋だと思いますが、なかなかそういう訳には参りませんので、第一として、うちの全職員にですね、そういう箇所があれば建設デザイン課の方にですね、連絡をしてほしいというようなことでお願いをすることもございます。もう1点はやはり地元の方に、例えば自治会とかですね、そういう形の方にお願いをしていくということで。そういう事が判明すれば、職員が出向いて調査をするというような仕組みにさせていただきます。それから維持管理につきましては、今年度は小規模高齢化地区につきましてはですね、そういう維持管理がなかなか難しいであろうということで、発注は既にしておりますけれども、そういうところ重点に側溝の清掃とか、それから路面の落ち葉とかそういうものの清掃ですね、そういう部分を重点的にすることを発注しておりますけれども、行っていきたい、ということで、あとにつきましては、地元の皆さんにお願いしておる分は、例えば草刈りですね、これにつきましては、メーター10円をお願いしておりますけれども、そういう形の分で先程言いましたとおり、800何路線という形で大変でございますので、全部するとなるとそうとうの費用がかかりますので、皆様をお願いしておるのが現状でございます。

○11番（林 博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林 博議員。

○11番（林 博君） 十分、日頃の管理についての説明を受けたので理解が出来たわけですが、そしたらやはり走ってみて、路面に舗装の路面に穴が開いたり割れたりして修繕が必要な場合、我々の立場として、行って言うてすぐに対応できるのか。やはり地元の、その路線の自治会長で上げてこんといけんのか。そこらの考え方を町長どう考えられるか、お聞かせを頂きたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 町長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 自治会制度をしいております関係上ですね、やっぱり自治会長さんが地域の状況をよく理解して頂くという意味においては、今までどおり自治会長を通じていうことでありますけれども、地域の中で、議員の皆さん方が気が付かれたこと、緊急を要する時につきましては、もう自治会長に上げる経由よりもですね、早く対応しなくちゃいけないというようなものもあると思いますから、その辺は臨機応変に町の方では対応して参りたいと。緊急度の高いものから予算の範囲内で対応するというところでございます。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 関連ですが。

○議長（下野安彦君） マイク。

○15番（宮岡徳男君） 関連であります、以前、旧内子町当時、草刈りの問題で議論したことがあるんですが、この町道の維持管理費については国から交付金がきておると思うんであります。今だいたいm当たりどのくらい来ておるのか。以前このm当たりのも出たこともありますので、ちょっと参考のためにお聞かせを頂きたいと思います。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

○総務課長（西澤美男君） はい。細かい項目ごとにですね、区分けされて算定したことがございません。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 細かくというよりは総額で来ておると思うんです。それで林議員が言われた町道の総延長を割ったら出てくると思うんです。それが旧町時代に出たことがあるんで。今じゃのうてよろしいですから後日でも、ぜひそれはお知らせを頂きたいと思います。

○議長（下野安彦君） 答弁できますか。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

○総務課長（西澤美男君） はい。おそらく言われておるのは道路橋梁費の関連だろうと思います。また後日ですね、お知らせをしたいと思います。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて討論を終結します。

これより一括議題としております「日程第10 議案第55号」及び、「日程第11 議案第56号」の2議案を一括して採決します。

これらの議案をいずれも、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、「議案第55号」及び、「議案第56号」の2議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長（下野安彦君） ここで15分、3時15分まで休憩をします。午後3時15分より再開をします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第12 議案第57号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第12 議案第57号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度内子町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明致します。平成25年度内子町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4,891万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を95億4,891万4,000円とするものでございます。歳入につきましては、社会資本整備総合交付金事業による国庫支出金を1億1,749万3,000円。がけ崩れ防災事業費にかかる県補助金4,092万円。農業体質基盤整備事業にかかる補助金2,145万円。過疎対策事業債5,800万円などを増額し、一般財源の不足を補うため、財政調整基金より3,980万円を繰り入れております。

また、歳出における主なものは、社会資本整備総合交付金事業による町道整備1億4,900万円。がけ崩れ防災対策事業6,820万円等でございます。内容は、副町長に説明を致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副町長（稲田 繁君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲田副町長。

〔稲田 繁副町長登壇〕

○副町長（稲田繁君） はい。議案書のナンバー2をお開き下さい。平成25年度内子町一般会計補正予算でございます。

1ページ、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億4,891万4,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,891万4,000円とするものでございます。

7ページをお開き下さい。第2表、地方債の補正です、変更です。過疎対策事業債5,800万増額を致しまして4億6,530万と致します。町道の整備、消防設備の整備等にあてます。

11ページをお開き下さい。歳入でございます。10款1項5目の農林水産業費分担金347万円の補正です。主なものは基盤整備促進事業費分担金、県単土地改良事業費分担金、これは稲月地区の農道整備でございます。100万円。それから6目の土木費分担金。これは、がけ崩れ防災事業費の分担金でございます。7箇所、事業費の10%でございます。5節の社会資本整備総合交付金分担金、町道重松中線、西横の地線等の地元分担金でございます。事業費の1%。

11款1項5目の商工使用料、補正額100万円でございます。スキー場関連施設賃借料。小田深山、ソルファ小田の施設の賃借料100万円を計上致しております。12款2項5目、土木費

国庫補助金、1億1,749万3,000円でございますが、これは国の社会資本整備総合交付金でございます。町道整備です。事業費の65%、1億1,700万でございます。それから中組団地解体事業ということで49万3,000円の補助金が入ります。

12ページをお開き下さい。12款3項4目の教育費国庫委託金、225万7,000円の補正でございます。インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業費国庫委託金、内容につきましては歳出の所でご説明致します。13款2項4目の農林水産業費県補助金、3,828万6,000円の補正でございますが、主なものは5節の農地費県補助金3,045万円でございます。基盤整備促進事業費補助金。これは農道舗装、用水施設の整備10箇所に対する補助金でございます。

次のページ、13ページでございます。13款2項4目の23節、団体営土地改良事業費県補助金500万円でございますが、これは五十崎の龍宮堰の改修、それから町内にあります17箇所のため池の調査計画を行います。それに対する補助金でございます。6目の土木費県補助金4,092万円の補助金ですが、がけ崩れ防災事業7箇所の事業に対する補助金でございます。事業費の60%が補助金でございます。14款2項1目の不動産売り払い収入1,000万6,000円でございます。これは禁団地の売り払い収入でございます。14ページはお目通し下さい。

15ページからが歳出の予算です。

15ページ、2款1項9目の企画費373万円でございますが、定住促進事業補助ということで住宅建築補助100万円×2軒。それから町内業者利用補助ということで、分譲団地に対して住宅を建てられた方に対して、補助金を支出致します。町内業者利用の場合は2軒で173万でございます。16ページ、17ページにつきましては、職員の異動によります、期末手当賃金等の組み替えでございます。お目通しを下さい。

18ページ。18ページ、6款1項8目の一番下の段にありますが、県営中山間地総合整備事業397万5,000円でございますが、これは委託料でございます。満穂地区の営農飲雑用水や圃場整備などで、県営中山間地域総合整備事業を実施致します。その調査委託料です。

次のページ19ページでございます。工事請負費5,239万3,000円予算を計上致しておりますが、主なものは農道改良事業、稲月地区の農道改良事業1,800万円。それから農業体質強化基盤整備事業工事、横峰、立川他、全部で10箇所の事業を行います。3,439万3,000円の予算でございます。これは議案説明資料の14ページをお開き下さい。議案説明資料14ページに赤字で囲ってある所が10箇所の事業内容、事業場所を示しております。農道の舗装、それから取水施設、用排水路の整備等合わせまして10箇所の事業を実施致します。6款2項2目、林業振興費1,256万4,000円の補正ですが、主なものは、19節の負担金補助及び交付金546万4,000円でございますが、有害鳥獣捕獲隊支援事業補助90万円。これは猟友会に対する補助金でございます。猟友会の皆さんが活動するための保険料、講習会に対する補助金でございます。それから鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助456万4,000円でございますが、これは、イノシシ、カラス等の捕獲に対する補助金でございます。国の上乗せ補助金でございます。償還金、利子及び割引料700万でございますが、これは地域バイオマス利活用交付金返還金となっております。堀川建設が平成19年度に国のバイオマス利活用交付金に

より、建築廃材を利用したペレット製造設備を整備致しました。事業費は3,250万円。補助金が1,023万円で整備を致しております。建築廃材を材料とするため、鉄、コンクリートなどの異物が混入し、製造設備が壊れる、また、異物が混入したペレットは売れないということで、堀川建設は事業の中止を決定しました。対応年数が経過していない分につきましては、国に返還する必要がありますので、700万予算計上致しております。

20ページをお開き下さい。7款1項2目観光費170万円の補正でございますが、主なものは委託料120万円。内子の食開発委託ということで、これは町内の飲食業者あるいはグリーンツーリズム関係者を対象に、町内の食事のレベルアップを図ろうということで、県内の調理師等に内子の食材開発についての委託をするものでございます。120万円でございます。負担金補助及び交付金50万円。これはローテンブル市姉妹都市記念事業補助となっておりますが、今年で姉妹都市締結2周年になります。2周年を記念致しまして、10月の下旬に、ドイツの暮らしや文化を紹介するイベントを計画しております。その前後にはローテンブルク市から訪問団も来られますから、そこに合わせて2周年記念のイベントを行うということで50万の補助金を計上させて頂いております。

21ページですが、8款2項3目の道路橋梁新設改良費1億4,900万円でございます。これは議案説明資料の15ページをお開き下さい。赤枠で囲っております、町道3路線の整備の予算でございます。重松中線が5,000万円、西横の地線が5,000万円、長田小学校線が4,100万円。合わせまして1億4,100万の工事請負費でございます。8款3項1目、河川及び防災費6,820万円でございますが、これは同じく議案説明資料の15ページに、黒枠で囲っております、がけ崩れ防災対策事業の事業費でございます。全部で7箇所ですね、の予算を計上致しております。がけ崩れ防災事業につきましては、当初予算で3箇所の予算を計上致しておりますので、今年度合計10箇所の事業が実施できる予定でございます。8款4項3目の公園費399万円の補正ですが、これは運動公園改修計画策定委託ということです。運動公園が老朽化をしております。改修のために改修計画書を作成致します。その委託費です。

22ページをお開き下さい。9款1項3目の消防施設費427万4,000円の補正ですが、備品購入費です。消防小型ポンプ積載車1台を導入致します。五城の3部に整備する予定でございます。10款1項3目の教育諸費231万9,000円でございますが、これは歳入の所で申し上げました、インクルーシブ教育のモデル校として、天神小と内子小が指定をされました。インクルーシブ教育を実施するための報償費、旅費、需用費、使用料等を計上致しております。インクルーシブ教育と言いますのは、地域で生活しているいろんな子どもたちをですね、ハンディのある子もいます。そういった子どもも含めてですね、子どもたちの違いも認めて、学校・学級・社会が一体となって、すべての子ども達の教育ニーズに対応していこうという教育でございます。インクルーシブ教育というのを、内子町の天神小と内子小学校が指定をされまして、その費用として231万9,000円計上致しております。ほぼ全額国庫補助でございます。

23ページはお目通しを下さい。

24ページでございます。24ページ、10款5項1目の社会教育総務費465万円でございます。これは補助金490万、地域づくり補助となっておりますが、国の外郭団体に自治総合セ

ンターというのがあります。そこの助成事業を実施致します。五十崎地区で大風出世太鼓保存会が太鼓の整備、それから小田地区の立石自治会が250万円。これは、尾首の池の周辺のいろんなイベントに使う、備品器具を整備しようということで補助金が交付されます。両方で490万ということでございます。10款6項の4目、学校給食費でございますが、25ページの上の欄になります備品購入費211万3,000円。それから11節の需用費39万3,000円の予算計上致しておりますが、これは、給食のアレルギー対応の食を開拓していくために、設備の改修・修繕を行う予定でございます。内子学校給食センターの新しい設備の導入、施設の改修を行って行きます。

13款1項1目の基金費でございます。主なものは減債基金の積立金1,000万6,000円。それから小田まちづくり基金積立金ということで、これはスキー場の使用料を基金として積み立てるものでございます。100万円でございます。あと27ページからは給与等の説明資料が添付されております。お目通しを下さい。

31ページ、地方債に関する調書でございます。地方債、右から、一番右から、ごめんなさい、真ん中の欄ですね、当該年度中起債見込額。真ん中の欄に9億450万円。これは今年度中に発行する起債の見込み額でございます。それから右から2列目、当該年度中償還見込額、これが今年度償還予定の金額でございます。12億6,863万4,000円でございます。まだ今後9月補正、12月補正で変動はありますが、現状でいきますと当該年度末現在高見込額、一番右の欄でございますが、起債の残高が101億4,439万8,000円となる見込みでございます。まだ多少変動があると思われます。以上で平成25年度一般会計補正予算（第1号）について説明を終わらせて頂きます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 17ページの保育所費の中にあります、保育士等処遇改善事業委託とあるんですが、どのような事業でしょうか。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 保育士等処遇改善事業委託費につきましては、保育士の人材確保策として、保育士の処遇改善に取り組む私立保育所に対し、資金の交付を行うものでございます。

○議長（下野安彦君） もう少しマイク近づいて、はっきりとお願いします。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） これは、保育士の人材確保策として、保育士の処遇改善に取り組む私立保育所に対し、資金の交付を行うものでございます。町内の私立保育所は3園でございますので、それぞれ国の補助基準額に基づいて交付額を積算して、社会福祉協議会から申請が出ておりますので計上致しております。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 具体的にどういふことをやられるのか。社協に支払われるというのは分かるんですが、委託をしている。実際にどのような事業をやられるのか。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） これにつきましては、常勤保育士の賃金改善を図るものでございます。具体的にというのは、賃金額等でございます。

○議長（下野安彦君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

○13番（寺岡 保君） 議長

○議長（下野安彦君） 寺岡 保議員。

○13番（寺岡 保君） 19ページ、農林水産業費で19節のところに有害鳥獣いうのがあるんですが、これはイノシシの柵のことを私申し上げたいんですが。昨年、おそらく1,500万程あったと思うんですが、町内には3つの業者があるんですが、入札をする場合に、1つの業者にしか言っていない。そして2つの業者には声が掛かってない。そして1つの業者が落とされたと。そしてまた、お金が残っておるからといって、製造元に、内子町にお宅も入札願いを出しときなさいや、ということをしたと。そしたら町内の残りの業者には声を掛けずに、町外の製造元に入札願いを出してみたらどうですか、ということで出されたと。当然、製造元が落とされとるのは当たり前。そこが作って町内の業者に、もし町外の業者が、それですから、そこから買わないいけない。で、私は担当課の所に行って言ったんですが、それは間違いじゃないですかと。製造元に声を掛けるのは間違いじゃないですか。町内の業者に500万も600万も、1回で物が買える今時代じゃないです。今回、前回私が申したことに関して改善をされるのか。また今回も、おそらく、今さっきも聞いたんですが、かなりの金額あるみたいな感じですが、製造元にまた入札願いを出されて、それを入札に参加をさせるのか。私は、それは間違いと思うんですが。出来るだけ町内の業者に、税金を払って頂いておるんですから、町内の業者に仕事を分けると。少しずつでも分け与えるというのが、私は本筋じゃないかと思うんですが、改善をされたのか。今後、製造元にもまた入札願いを出しておきなさいや、ということと言われるのか。そこちょっと確かめておきたいんですが。

○産業振興課長（久保義雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保産業振興課長。

○産業振興課長（久保義雄君） 議員さんお尋ねの入札の件でございますが、昨年指摘を受けまして、基本的には国の補助金になりますんで、入札の執行に関しては厳正に。県の担当も立会して参りますので、その辺は極力ですね、町内の取扱い店を中心に議員さんがおっしゃられた方の改善方向でやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願ったと思います。

○13番（寺岡 保君） 議長

○議長（下野安彦君） 寺岡 保議員。

○13番（寺岡 保君） それは分かるんですが、また製造元にも声を掛けるんですか、というお尋ねをしておるんです。製造元に出されれば町内の業者は絶対によとりません。ですから、

町外の製造元にも声を掛けるんですか、ということをおっしゃるんです。町内の業者に3つある訳なんですから、去年は1箇所しかやってないところが1回目は500万ちょっとで落とされた。まだお金が余っておるからといって町外の製造元に声を掛けて、そこが800万前後ですかで、落とされたら、そんなにいっぺんに500万も600万もするようなものを買うのに、町外から買わなくても町内の業者から買って税金を払って頂くのが私は本筋じゃないかと思うんですよ。ですから何回もお尋ねをしようんですが、町外の業者にも声を掛けるんですかということなんです。製造元に。

○産業振興課長（久保義雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保産業振興課長。

○産業振興課長（久保義雄君） 先程言いましたように、基本的には町内の取扱店を中心に、今調整中でございます。

○議長（下野安彦君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

○11番（林 博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林 博議員。

○11番（林 博君） 2点ほどお伺いをしたいと思います。20ページ、観光費の中に、内子の食開発事業委託費が計上されております。先程、副町長の説明で、内子らしい料理を開発しようということのようですが、趣旨として、考え方として、まったく新しい内子らしい食を、地元の食材を使って作る考えなのか。昔ながらあるものを再発見また工夫を凝らして作る考え方なのか、そこらをお聞かせ頂きたいのが一点と。

もう一点は22ページに住宅管理費の計上がある訳ですが、中組団地の解体設計また、造成の設計委託等の予算が計上されとるんですが、中組団地については、現在も入居者が数名おられると思うんですが、その入居者あたりの意向を聞いておられるのかどうか。また中組団地、現在の団地全体を町営住宅として整備する方向性でこういう委託をされるのか、そこら質問をしたいと思います。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 只今、内子の食の開発事業の関係でございますけれども、これは今までのですね、食のレベルアップをそれぞれ料理人さんとか出されておると思うんですけれども。あるいはグリーンツーリズムの方ですね、おもてなしを料理でしている訳なんですけれども、そういうものの、まずはレベルアップを図るというのが一つでございます。と併せてですね、レベルアップもすごく大切なことなんですけれども、その延長線上にですね、何かの和食にはなるんですけれども、そういう商品を作っていきたいというふうに考えております。一応年度内にはですね、そういうものをお披露目できるようなものを作成をして、作っていきたいというふうに考えております。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 公営住宅の住宅管理費の委託料の関係でございますけれども、この案件につきましては、長寿命化計画で計画を策定しておるところでございます。昨年のですね、計画は内容につきましては策定をしたところでございますけれども、詳細についてはまだ至っておりません。そういう中で入居者の方についてはこれからですね、どういう意向かということをお聞きしながらですね、また小田地区の今後の活性化といいましょうか、そういうことについても含めながらですね、計画を立てていきたいというふうに思っております。町村団地もございますが、学校も今出来ておりますし、そういうところで、若者が定住できるようなものがないという形の中で、今年一年掛けてですね、どのようなものを建てて何戸建てればいいのか、どういう対象のものがいいのかというようなことも調査をしながらですね、1年かけて詳細なものを立てながらいきたいと思っております。ですから来年度につきましてはですね、解体とか造成とかそういう形で進めながら、また順次国の補助等をもらいながら新築工事に及んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○7番（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田洋助議員。

○7番（池田洋助君） 19ページ、林業振興費の中の地域バイオマス利活用交付金返還。すみません。これ堀川建設辞められて、これ町が償還金の700万を返されるということだと思っておりますが、堀川建設からは返還金は発生しないんですか。

○産業振興課長（久保義雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保産業振興課長。

○産業振興課長（久保義雄君） 歳入の方に同じ同額の700万を入れとります。で、当然事業者の堀川建設からうちの方の一般会計に入れて、それを同額を国の方に返還するというところでございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより「議案第57号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第58号 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

について

○議長（下野安彦君） 「日程第13 議案第58号 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、内容を建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第58号平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明させていただきます。水色の表紙になります。

それでは1ページをお開き願ったらと思います。

まず、第1条で歳入歳出予算の総額に変更なく、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億9,894万2,000円とする。第2条におきまして、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。これは5ページにありますが、また後で説明させていただきます。主な補正内容につきましては、終末処理場浄化センター維持管理委託業務の入札減少によりますものと、未普及解消等によります、知清地区公共樹設置工事に伴います増額補正によるものでございまして、総額では組み替え補正となっております。

それでは5ページをお開き願ったらと思います。先程の債務負担行為の補正でございますが、まず、内子町浄化センター長寿命化工事実施委託ということで、期間につきましては平成25年度から平成26年度まで。限度額につきましては、1億2,000万円でございます。この債務負担行為におきましては、浄化センター長寿命化工事を計画しておりますが、下水道施設の工事は、多種の専門的かつ複雑な技術を要するものでございまして、当町では対応が困難な状況でございます。よりまして、非営利性地方公共団体代行機関等協定、委託でございますが、とすることによりまして、計画を致しているところでございます。予算につきましては、25年度分につきましては当初予算にて計上致しております。

説明資料3の16ページをお開き願ったらと思います。ここに位置図をつけてございます。真ん中どこの赤い字で、長寿命化と書いておりますが、ここが長寿命化計画の浄化センターの位置でございます。右端の下にですね、事業内容を記載してございます。平成25年度におきましては、電気設備工事を行うようにしております。3,400万円。当初予算で計上させて頂いているところでございます。平成26年度におきましては、電気設備工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事合わせまして8,600万円。2カ年で1億2,000万ということで計画をしているところでございます。

続きまして、議案書の方に戻って頂きます。9ページの方まで開いて頂いたと思います。補正予算の関係でございますが、歳出でございます。主なものを説明させていただきます。1款1項の2目の終末処理場管理費でございますが、補正額が50万円の減額でございます。内容につきましては、13節の委託料60万円の減でございますが、浄化センター維持管理委託によります、入札減少金に伴うものでございます。2款1項1目、未普及解消下水道事業費、補正額と致しまして50万円でございます。15節の工事請負費でございますが、公共汚水柵設置工事ということで、これは知清地区でございます。これは現在、上水道の配管布設工事を計画しておりますが、この工事と合わせて施工することによりまして、経費とか、あとの手戻り工事が無いということでございます。今回計上させて頂きまして、工事を致したいと考えております。以上歳出合計ですね、補正額は0でございますが、2億9,894万2,000円となります。

以上、平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより「議案第58号 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第59号 平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第14 議案第59号 平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、内容を建設デザイン課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第59号平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。水色の冊子でございます。

まず1ページをお開き願ったと思います。まず、第1条、平成25年度内子町の水道事業会計補正予算第1号は次に定める所によるものでございます。第2条で、平成25年度内子町水道事業会計予算第3条に定めた、収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出でございますが、2款1項の営業費用補正の予定額と致しまして、309万4,000円でございます。水道事業費用の合計は1億9,996万8,000円になります。第3条でございますが、予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず、収入でございますが、3款2項工事負担金補正予定額が92万8,000円でございます。計4,119万4,000円となります。支出でございますが、4款1項建設改良費、補正予定額は真ん中どころでございますが、333万8,000円でございます。合計が9,612万5,000円となります。只今の資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額5,493万1,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額85万8,000円。過年度分損益勘定留保金1,594万1,000円及び減債積立金3,813万2,000円を補てんするものでございます。主な補正内容につきましては、収益的支出の営業費用におきまして、新地方公営企業会計制度に伴います委託料及び、資本的支出建設改良費、五百木ポンプ場の工事請負費の増額補正でございます。

続きまして3ページまでお開き願ったと思います。

平成25年度の内子町水道事業補正予算の実施計画書でございますが、この分につきましては、9ページの補正予算説明書にてご説明致しますので、9ページまでお開き願ったと思います。

最後のページでございます。平成25年度内子町水道事業会計補正予算説明書でございますが、まず収益的支出でございます。支出でございますが、2款1項の1目、原水及び浄水費、補正予定額が15万2,000円でございます。14節の手数料でございますが、この分につきましては旧五十崎地区の御祓にありますが谷・成内配水池。また、内子の上水道の第二水源、これ知清にありますけれども、この分ですね、支障木の伐採の手数料でございます。続きまして、4目の総係費でございますが、254万1,000円の補正予定額でございます。11節の委託料でございます。254万1,000円。この分につきましては、新地方公営企業会計制度の移行作業に伴うものでございます。続きまして5目の資産減耗費でございますが、40万1,000円の補正でございます。2目の棚卸し資産減耗費でございますが、この分につきましては量水器、メーター器でございますが、JISの企画変更に伴いまして通常であれば修繕をしておったんですが、廃止ということになりますので資産減耗費を計上致してございます。242戸分でございます。続きまして、資本的支出でございますが、収入でございます。3款2項の工事負担金でございますが、92万8,000円の補正でございます。1節の工事負担金でございますが、この分につきましては内子の高速のパーキングエリアの方に水を送っておりますけれども、その送水ポンプ改修に伴います工事の負担金でございます。ネクスコ西日本さん分でございます。続きまして、支出でございます。4款1項の建設改良費1目の給配水設備工事でございますが、補

正の予定額と致しまして297万円でございます。26節として工事請負費でございますが、まずですね、収入で申しあげましたことでございますが、内子パーキングエリア、五百木ポンプ場の工事費として175万4,000円でございます。この分につきましては、内子パーキングエリア放水ポンプを自動制御工事にするということで、現在につきましてはタイマーによりポンプ運転にしておりますが、例えば連休とかお客さんが多い時にですね、水が不足する場合がございます。そういうことを解消するためにですね、タンクに水位計を付けまして、水が減ったら自動的にポンプが動くようなシステムをしたいというふうに考えております。それに伴う工事費でございます。続きまして、平山第一配水池の流量計の取替でございます。これが121万6,000円でございます。この大きさは50の大きさでございます。続きまして1款。4款の1項の償却資産購入費でございますが、補正と致しまして36万8,000円でございますが、この分につきましては、工具器具備品購入費でございまして、データログ購入費でございます。この分につきましては、水圧とか流量等を測定する機械でございまして、漏水とか、また新規引き込み箇所の水圧とかそういうものの確認ができます。そういうことによりまして、住民サービスをしたいというふうに考えております。

それでは4ページまでお戻り願ったと思います。4ページにつきましては平成25年度内子町水道事業の資金計画書でございます。今の補正によりまして、真ん中どころの補正予定額ということでございますが、まず収益的収支関係の差引につきましては、269万3,000円の減額になります。資本的収支関係の差引につきましては下所にあります。204万2,000円の減額でございまして、よりまして翌年度の繰越金一番下になりますが、473万5,000円となりまして、計画の繰越金は7億5,528万4,000円になる予定でございます。

続きまして、5ページでございますけれども、25年度の予定の貸借対照表を記載してございます。この分につきましては、お目通しを願ったと思います。8ページまで記載をしております。以上、平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより「議案第59号 平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（下野安彦君） ここで約10分間休憩します。午後4時15分。20分にします。20分より再開します。

午後 4時07分 休憩

午後 4時20分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（下野安彦君） 「日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、でございますが、人権擁護委員の大森里美氏が、平成25年9月30日で任期満了となるため、引き続き、大森里美氏を人権擁護委員に推薦するものでございます。

大森里美氏は、昭和24年8月6日のお生まれ。内子町本川563番地2にお住まいでございます。平成22年から、平成22年10月から人権擁護委員としてご尽力を頂いており、これまで培われた人権教育啓発活動の経験から、豊かな知識と教養を持たれ、人格識見ともに申し分なく、人権擁護委員候補者として推薦するに適任であると存じます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

本件は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これを適任と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案はこれを適任とすることに決定しました。

日程第16 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（下野安彦君） 「日程第16 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、でございますが、人権擁護委員の能仁壽哉氏が、平成25年9月30日で任期満了となるため引き続き能仁壽哉氏を人権擁護委員に推薦するものでございます。

能仁壽哉氏は、昭和20年7月2日のお生まれでございます。内子町中川753番地にお住まいで、平成22年10月から人権擁護委員としてご尽力を頂いており、これまで培われた人権教育啓発活動の経験から豊かな知識と教養を持たれ、人格識見ともに申し分なく、人権擁護委員候補者として推薦することに適任であると存じます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

本件は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これを適任と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案はこれを適任とすることに決定しました。

日程第17 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（下野安彦君） 「日程第17 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、でございます。人権擁護委員の久保ヒロ子氏が、平成25年9月30日で任期満了となるため、名本高成氏を人権擁護委員に推薦するものでございます。

名本高成氏は、昭和23年8月12日のお生まれで、内子町城廻270番地1にお住まいでございます。名本氏は、元愛媛県立高校教諭、愛媛県教育委員会人権同和教育課に勤務された経験もあり、人権教育の普及、啓発にかかわり、現在は内子福祉館長として、人権問題の解決や地域福祉の向上に尽力されておられます。これまで培われた人権教育啓発活動の経験から豊かな知識と教養を持たれ、人格識見ともに申し分なく、人権擁護委員候補者として推薦するに適任であると存じます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

本件は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これを適任と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案はこれを適任とすることに決定しました。

日程第18

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（下野安彦君） 「日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査と

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（下野安彦君） 「日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮り致します。各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20 議員派遣の件

○議長（下野安彦君） 「日程第20 議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましてはお手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

○議長（下野安彦君） 以上をもちまして、今期定例会の会議に付議された案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。今期定例会の会期は6月26日までであります。残余の会期は、特別な案件の発生しない限り、休会にしたいと思います。これにご意義ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、残余の会期は休会とすることに決定しました。

なお、会期終了をもって自然閉会となりますので申し添えます。

本日はこれにて散会します。

午後 4時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第66回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 2	平成24年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について	平成 25.6.20	平成 25.6.21	受理
議認 4	内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	平成 25.6.20	平成 25.6.21	承認
議案 50	内子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	平成 25.6.20	平成 25.6.21	原案可決
議案 51	護国コミュニティセンターの指定管理者の指定について	平成 25.6.20	平成 25.6.21	原案可決
議案 52	土地改良事業計画について（稲月地区）	平成 25.6.20	平成 25.6.21	原案可決
議案 53	内子町道路線の廃止について	平成 25.6.20	平成 25.6.21	原案可決
議案 54	内子町道路線の認定について	平成 25.6.20	平成 25.6.21	原案可決
議案 55	内子町道路線の認定について	平成 25.6.20	平成 25.6.21	原案可決
議案 56	内子町道路線の認定について	平成 25.6.20	平成 25.6.21	原案可決
議案 57	平成25年度内子町一般会計補正予算（第1号）について	平成 25.6.20	平成 25.6.21	原案可決
議案 58	平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	平成 25.6.20	平成 25.6.21	原案可決
議案 59	平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について	平成 25.6.20	平成 25.6.21	原案可決
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	平成 25.6.20	平成 25.6.21	同意
諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	平成 25.6.20	平成 25.6.21	同意

諮問 3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること について	平成 25. 6. 20	平成 25. 6. 21	同意
---------	---------------------------------	-----------------	-----------------	----